

令和元年11月20日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	7
管理者提出議案の報告	8
管理者の挨拶	8
一般質問	10
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
会議時間の変更	81
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
閉会	99

秩広組告示第10号

令和元年第3回（11月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年11月13日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 令和元年11月20日（水）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

令和元年11月20日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和元年11月20日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第16号 専決処分について（令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回））
- 第 8 議案第17号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第18号 秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第19号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第20号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第21号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第13 議案第22号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）
- 第14 議案第23号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

(開会 午前 9時59分)

出席議員 (16名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	高野宏	議員
5番	大久保進	議員	6番	松澤一雄	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	黒澤克久	議員	10番	浅見裕彦	議員
11番	宮原睦夫	議員	12番	四方田実	議員
13番	新井利朗	議員	14番	染野光谷	議員
15番	高橋耕也	議員	16番	出浦正夫	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
富田能成	副管理者
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
町田靖夫	監査委員
町田信男	事務局長
関根健夫	会計管理者
小林幸一	消防長
坂本峰男	総合調整幹事兼 危機防災監
加藤猛	水道局長
内山昭男	事務局長兼 保健課長
柳井戸直樹	事務局長兼 管理課長

関	河	幹	男	消防本部 次長兼 消防署長
中	里		悟	消防本部 次長兼 指令課長
町	田		進	専門員兼 総務課長
中	畦	立	男	専門員兼 予防課長
小	茂	田	浩	専門員兼 警防課長
柴	岡	康	夫	水道局 次長兼 工務課長
富	田	豊	彦	水道局 次長兼 契約検査長
田	村	政	雄	水道局 技監
大	濱	弘	一	専門員兼 皆野・瀬 長事務所長
野	澤	好	博	業務課長
原	島		健	秩父 クリーン センター 事務所長
嶋	崎	典	浩	秩父 環境衛生 センター 事務所長
古	屋	敷	光	経営企画 課長
新	井	伴	明	浄水課長
町	田	一	生	横瀬 事務所長
高	橋		豊	小栗野 事務所長

職務のため出席した事務職員

柳	井	戸	直	樹	書記長
岩	田			聡	書記

午前 9時59分 開会

○開会・開議

議長（宮原睦夫議員） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（宮原睦夫議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（宮原睦夫議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました高橋耕也議員と出浦正夫議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（岩田 聡書記登壇）

岩田 聡書記 朗読いたします。

15番 高橋 耕也 議員 16番 出浦 正夫 議員

以上です。

議長（宮原睦夫議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（宮原睦夫議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

5番 大久保 進 議員

6番 松澤 一雄 議員

7番 小櫃 市郎 議員

以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（宮原睦夫議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（宮原睦夫議員） 次に、諸報告を行います。

まず、議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。11月5日付で小鹿野町選出の岩田和幸議員、加藤喜一議員から組合議会議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、議長において許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会委員の指名についてご報告をいたします。小鹿野町から新たに選出された2名の議員について、委員会条例第5条第2項の規定により、議会閉会中に議長において高橋耕也議員を総務常任委員会委員に、出浦正夫議員を厚生衛生常任委員会の委員に指名により選任いたしましたので、ご報告いたします。

なお、総務常任委員会副委員長が欠員であります。次の休憩中に応接室において委員会を開催し、副委員長を互選いただき、その結果を議長までご報告願います。

次に、管理者から指定専決に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

町田監査委員。

(町田靖夫監査委員登壇)

町田靖夫監査委員 監査委員の町田でございます。まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預貯金及び普通預貯金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年9月末現在において一般会計及び歳入歳出外現金の残高は8億6,162万9,616円並びに水道事業会計の残高は37億7,243万3,766円であることを確認いたしました。

続きまして、決算審査につきましてご報告申し上げます。平成30年度秩父広域市町村圏組合一般

会計歳入歳出決算並びに政令で定める証書類等について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき決算審査を行い意見書にまとめました。意見書につきましては、ご高覧賜りましたら幸甚に存じます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果につきまして、ご説明申し上げます。

去る10月29日に平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況等について定例監査を実施いたしました。今年度は、消防本部の予防課、警防課及び消防署の東分署、北分署、西分署、南分署並びに水道局の工務課、浄水課及び小鹿野事務所を対象といたしました。監査の方法は、各課等に対してあらかじめ監査資料の提出を求め、監査当日に所属長から説明を聴取する方法により監査を実施いたしました。また、消防署の4分署につきましては、現地を訪れ実地監査を実施いたしました。その結果、各事務事業は関係法令、条例等に基づきおおむね適正に処理されているものと認めました。

なお、提案事項を含めた詳細につきましては、お手元に配付されております定例監査結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

議長（宮原睦夫議員） 以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時13分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会において副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会副委員長 高橋 耕也議員

以上であります。

○管理者提出議案の報告

議長（宮原睦夫議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（宮原睦夫議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 改めまして、議員の皆様、おはようございます。宮原議長からお許しをいただきましたので、管理者としてご挨拶をさせていただき、また併せて提出議案の説明もいたします。

さて、本日ここに秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

さて、このたび小鹿野町議会から新たに高橋耕也議員、そして出浦正夫議員が組合議員に選ばれました。高橋耕也議員には総務常任委員会、先ほど休憩中の委員会で副委員長に選出され、お務めいただくということでございます。高橋議員、出浦議員におかれましては、本組合事業の推進に当たり、ご指導いただきますよう心からお願いをいたします。

さて、10月の台風19号による豪雨は、各地に甚大な被害をもたらし、多くの方々が被害に遭われ、犠牲になられた方もいらっしゃいます。被災されました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、ふだんの生活を取り戻せるよう心からお祈りを申し上げます。

秩父地域においても被害が発生しており、議員各位におかれましても地域住民のためにご苦労いただいておりますことに感謝申し上げます。当組合におきましてもごみ処理施設、そして浄水場等で被害が発生しております。特に別所浄水場では西側斜面におきまして土砂崩落が発生し、久那地区及びミューズパークへの送水をしている管が離脱したため、断水が発生をいたしました。直ちに給水対策本部を設置いたしまして、給水活動を実施いたしました。また、広範囲であることから、給水活動は私から県知事、大野知事をお願いをして、自衛隊の災害派遣の要請をいたし、給水活動の支援をいただいたところでございます。また県内の7自治体からも応援の給水車を派遣していただきました。その後、懸命な復旧活動によりまして断水は解消したところでございます。

さらに、消防関係では小鹿野町の両神小森地区と秩父市大滝の中津川地区におきまして道路損壊により孤立世帯が発生したことから、職員を、消防職員になりますが、集会所に派遣して、その孤立している期間常駐をさせて、初期対応の態勢をとったところでございます。

いずれにしましても、当組合は地域住民の生活に直結する事業を担っております。今後とも秩父地域の安心安全のために邁進してまいりたいと存じますので、皆様のご指導、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日執行部で提案いたしました議案の概要説明に入らせていただきます。本日11月定例会でご審議いただきます議案は、全部で8件でございます。それでは、順次説明してまいります。

議案第16号 専決処分については、地方自治法の規定により10月15日付で令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）を専決処分をさせていただきました。これは、議会に報告し承認を得たいためのものでございます。内容といたしましては、先ほども話しましたが、台風19号による被害を受けた別所浄水場のほか各施設の復旧等に係る経費を計上したもので、土砂撤

去など早急に対応が必要となることから、専決処分をさせていただいたものでございます。

議案第17号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得たいために提出するものでございます。

議案第18号 秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例ですが、処理経費の負担の適正化を図るために組合で徴収する廃棄物処理手数料の額を改定したいものでございます。

議案第19号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整理に関する法律により地方公務員法が改正されたため、所要の改正をしたいものでございます。

議案第20号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例ですが、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことから、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第21号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）は、歳入では令和元年度一般会計歳入歳出決算に伴う繰越金の補正等を行い、そして歳出では人件費等、所要の補正を行いたいものでございます。

議案第22号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）は、別所浄水場より皆野浄水場への送水量増加に伴う動力費及び姿の池堤体耐震工事に伴う導水管撤去工事の追加計上等により補正をしたいものでございます。

議案第23号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてですが、監査委員のうち識見を有する者の任期が11月30日、今月で満了になることから、その後任の委員を議会の同意を得て選任したいため提出するものでございます。

以上、提出議案の概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては各担当からそれぞれ説明を申し上げますので、十分ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、市、町の12月定例会、また年末を控えまして何かとお忙しい時期になってまいります。議員各位におかれましては、健康には十分ご留意をいただき、ご活躍いただきますよう心からご祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○一般質問

議長（宮原睦夫議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますので、特にご留意くださいますようお願いをいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

3番、黒澤秀之議員。

(3番 黒澤秀之議員登壇)

3番(黒澤秀之議員) 皆さん、おはようございます。3番、秩父市議会の黒澤でございます。本日も非常に寒い中、傍聴にお越しをいただきましてまことにありがとうございます。改めまして、秩父地域に住む全ての人が幸せに暮らすことができる秩父地域を目指して、本日も一般質問を頑張っ
てまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして早速一般質問に入りますけれども、あらかじめ恒例になっているの
ですけれども、議長の許可を得まして補足資料を皆様方にお配りをいたしております。こちらです。
傍聴の皆さんにもお配りをさせていただいております。これを見ながらお聞きいただければという
ふうに思います。

今回の一般質問では、秩父広域市町村圏組合における水道事業についてお伺いをさせていただきます
ます。秩父地域の水道事業につきましては、著しい人口減少や節水志向の高まりなどによりまして
料金収入が減少している一方、老朽化した施設の維持管理や更新にかかる費用の増大、先ほどもあ
りましたが災害対策への取り組み、専門職員の減少など、水道事業を取り巻くさまざまな課題に対
しまして、従来の市、町における単独事業で対応していくことが困難であるとの考えから、平成28年
4月1日より秩父広域市町村圏組合の一事務事業として広域化の経営がされることとなりました。
それから3年が経過をいたしております。広域化の目的は、これまで列挙いたしました課題を克服
するためであります。ではその効果とは一体何か。業務の共同化や集中管理、施設の統廃合によ
る効率的な給配水や維持管理に加え、国の補助金制度や民間技術を活用した事業運営などが挙げら
れます。秩父圏域における急速な人口減少の中で、広域化した目的を最大限に顕現させ、住民に対
し安心安全な水道水を安定的かつ持続的に供給していくことが求められております。

また、将来秩父に住む我々の子供たちないしは孫の代、永遠に続く子孫たちに水道事業に伴う負
債を残さない、またはつけかえることなく、その時代時代に合った適正な受益者負担を負っていく
ことが今を生きる我々の責務ではないかということもつけ加える必要があるかと思っております。

今回の一般質問では、当初の広域化目的を具現化するための50年にわたる秩父地域水道事業広域
化基本構想並びに平成29年から10年間における経営戦略について、実績と課題、今後の方向性につ
いて確認をしたいと思っております。

少し前置きが長くなりましたが、早速質問に入りたいと思っております。まず、1点目の水道事業広域
化基本構想と現在の状況について個別に伺います。水道事業広域化基本構想並びに経営戦略ですが、
50年後における秩父地域の水道のあるべき姿に向け、技術基盤に関する取り組み、経営基盤に関す
る取り組みが掲げられております。それぞれについて当初の基本構想、経営戦略が今どのようにな
っているのかを確認をさせていただきます。

(1)として、技術基盤に関する取り組みとして、ア、基幹管路の整備と施設の統廃合について伺います。主な基幹管路の整備につきましては、6つの管路、また施設の整備につきましては5カ所、廃止する施設につきましては18施設について掲載がされております。私の資料の開いていただいている左側に、今話をした施設、管路が載っておりますので、見ていただければと思います。これらの整備進捗状況とこれまでの間における課題、そして今後の計画、予定についてお伺いをいたします。

次に、イといたしまして、経年施設、重点施設等の更新につきまして伺います。基本構想、経営戦略においては、更新対象となる施設の優先的更新とアセットマネジメントの先進事例を参考とした更新年数の設定、将来の水需要を踏まえた施設のダウンサイジングの可能性がうたわれております。現在、当初想定されていた人口減少が急速に進んでおります。想定していた水需要と変更があるのかないのか、また重要施設等の更新はこれらを踏まえたものとなっているのかお伺いをいたします。

次に、ウ、人材、技術力の確保について伺います。基本構想、経営戦略では、定年退職者を補う形で技術の継承や統合における人的資源の縮小に伴う経費削減が挙げられておりますが、その進捗と課題について伺います。

次に、エ、官民連携について伺います。効率的な管理体制実現に向け、積極的に民間技術の活用、いわゆる官民連携を推進することとしておりましたが、基本構想から3年が経過した時点で、現在どのように考えているかをお伺いをいたします。

次に、(2)として、経営基盤に関する取り組みについて伺います。この経営基盤に関する取り組みについては、水道を利用する住民の肌感覚といたしまして、大変に興味がある部分ではないかと思っております。それぞれについて個別に伺います。

まず、アですが、財源の確保について伺います。基本構想、経営戦略では、国の補助制度を最大限活用する旨記載されておりますが、当初国の補助金が100%交付されないといった状況もお聞きしております。現在想定していた国からの補助金がどのようになっているか、今後についてはどのようになっているのかお伺いをさせていただきます。

次に、イの運営管理について伺います。効率的な水運用により維持管理費の縮減、事務所統合、それに伴う職員定数の適正化がうたわれておりますが、現状どのようになっているのかをお伺いいたします。

次に、ウのサービス対応について伺います。地域内の支払い方法の多様化、これ大体クレジット決済の導入等を指すのですが、多様化や給水区域内の未給水地域の解消に向けた取り組みについて、これまでの状況と今後の展望についてお伺いをさせていただきます。

次に、(3)として、水道事業経営審議会についてお伺いをいたします。広域化後5年以内に水道料金の統合が示されております。また、平成27年3月30日、1市4町首長において調印をされま

した秩父地域水道事業の統合に関する覚書第6条にもその旨がうたわれております。現在ご承知のとおり水道料金改定に向け、水道事業経営審議会が開かれております。これまで秩父広域市町村圏組合議会、そして全員協議会などにおきまして、たびたびこの進捗状況については説明がなされてまいりましたが、改めてこの審議会、どのようなメンバー構成で、いつごろまでに具体的にどのような課題を議論する審議会であるのかを伺います。また、最終的にいつ水道料金の改定が行われるものなのか、基本構想、経営戦略からどのくらいの水道料金の値上げが想定されるものなのかをお伺いをさせていただきます。

次に、大きな2点目、危機管理体制の強化について伺います。ご承知のとおり秩父地方は10月12日、台風19号の襲来により各所に甚大な被害を受けてしまいました。道路は寸断され、電柱は倒壊し、地中に埋設された水道管はいたもたやすく破壊され、山間部を中心に生活インフラが破壊をされました。本水道事業につきましても土砂災害とともに水道管が損傷し、各地で断水を余儀なくされております。大きな2項目めにつきましても、台風19号被害も踏まえ、水道事業の危機管理体制について伺います。これは、ちなみに経営戦略にも基本構想にもこの旨は記載されております。改めて19号の被害を踏まえてお伺いするものであります。

まず、(1)、危機管理マニュアルの整備についてお伺いします。基本構想、経営戦略においても迅速な給水活動や復旧活動を実現するための危機管理マニュアルの整備がうたわれております。この危機管理マニュアルがきちんと整備され、今回の台風19号にどのように活用されたのかをお伺いをさせていただきます。

次に、(2)、緊急時対応マニュアルの整備について伺います。先ほどの危機管理マニュアルについては、危険等発生時全般における対処要領、水道事業における事業継続計画、これはBCP的なものだと思うのですが、この緊急時対応マニュアルについてはソフト面であるかと思えます。先ほどもあった危機管理マニュアルについては、事業継続計画、BCP的なもの、今回のものは初動的な、ソフト面的なものであると思いますが、緊急時における初動に対応したこの緊急時対応マニュアル、今回の台風19号でどのように活用されたのかをお伺いをさせていただきます。

次に、(3)、ハード面の対策であります災害時等における水融通ができる水道システムについて伺います。今回の台風19号においては、秩父市では久那地区全域で断水となりました。原因は、別所浄水場から送水する水道管が土砂災害に見舞われたことによります。久那地区につきましても、地理的に荒川対岸に橋立浄水場が臨め、久那橋を通じて橋立浄水場の水を送水することにより断水期間の大幅な縮減、短縮を図ることができたのではないかと素人的には思うところがあるわけですが、この水融通ができる水道システムについて、現状と今後の整備計画についてお伺いをいたします。

次に、大きな3点目、投資計画と入札の状況についてお伺いをいたします。基本構想、経営戦略では、先ほど述べました国からの補助金をもとに今後の投資計画が示されております。令和7年、

当初の計画では平成37年なのですけれども、毎年30億円から35億円の投資計画であります。ちなみに、私の資料の裏側の一番下を見ていただきますと、投資計画が載っております。この金額は、とてつもない金額でありまして、秩父市の年間建設事業費をはるかに超える大きな公共事業となっております。ちなみに、西関東連絡道路大滝トンネルでは10年間で約100億円の事業費であります。この水道事業の公共事業につきましては10年間でおよそ350億円近い額ですから、この金額については非常に大きなものであるというふうに認識をしております。

そこで（１）として、当初予定していた投資計画の進捗状況と今後の展望についてお伺いをいたします。

次に、（２）として、これまでの落札率の推移について伺うものであります。

以上、壇上におきましては、秩父広域市町村圏組合における水道事業について大きく３項目を質問させていただきました。追加の質問は、自席において質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 黒澤秀之議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 それでは、１、水道広域化構想と現在の状況について、順次お答えいたします。

初めに、（１）、技術基盤に関する取り組みについてのアでございますが、主な基幹管路のうち、耐震基幹管路Aルート、ミューズパーク送水管、この２路線につきましては、平成30年度末で進捗率は約26%でございます。今後の予定でございますが、耐震基幹管路Bルート、羊山への送水、新ミューズパーク配水池から小鹿野町までの送水管の新設は令和４年度から７年度、三沢地区への送水も令和７年度の完成を予定しております。

次に、施設の整備５カ所でございますが、拠点となる橋立浄水場の新管理棟が本年４月に完成し、引き続き場内の更新、別所浄水場につきましては非常用発電機を含む受電設備の更新に着手しております。

今後の予定といたしまして、橋立浄水場から横瀬方面への配水システムの整備、別所浄水場からミューズパークを經由し、小鹿野方面への配水システムの整備、新ミューズパーク配水池の築造工事、別所浄水場から皆野方面への配水の拡大、これらの整備は令和３年度から４年度に着手し、令和７年度までに完成を予定しております。また、耐震基幹管路Aルートは大野原交差点まで完成後に、令和７年度には橋立浄水場から高篠地区を通り三沢方面へ配水するシステムが整備できる予定でございます。主な施設整備につきましては、順調に推移しております。

次に、イでございますが、水需要につきましては、創設認可時の想定されていたものとはほぼ変わらず推移をしております。施設等の更新年数につきましては、法定耐用年数の1.5倍に設定し、重要施設に位置づけをしまして、水需要を踏まえ、ダウンサイジングに合わせ更新を進めているとこ

ろでございます。

次に、ウ、人材、技術力の確保でございます。水道局では、技術の継承を進めるため定年退職者の補充にプロパー職員を採用し、その職員を育てるようにしております。現在50人のうちプロパー職員が7人という状況で、大半を派遣職員で構成しております。派遣元の人事によっては、水道事業に必要な職員が異動するということもあり得ます。プロパー職員であれば、原則組合内での異動になりますので、じっくりと育てることができます。平成27年度末で定年退職した職員の補充として2名の技術職員を採用しましたが、ベテラン職員から設計や現場管理など、さまざまなことを学ばせるようにしております。事業統合の効果として事務所の統廃合を進め、それに伴い職員を減らすこととしておりますので、今後は退職者数に対して採用する人数を抑えることも考えていかなければなりません。将来的にはプロパー職員が中心となって水道事業を進められることが理想と考えますので、継続的に職員を採用し、育成してまいりたいと存じます。技術職員の採用が難しいというのが一番大きな課題となっております。

次に、エ、官民連携でございますが、統合後は包括業務委託による業務の拡充を実施しております。今後はそれぞれ個別に契約している施設維持管理における施設点検業務や漏水調査業務及び漏水修繕工事など、一括委託して圏域内の業者で完結できるか検討してまいりたいと考えております。なお、コンセッション方式の考え方やデザインビルド、DB方式の試行の内容につきましては、本年2月第1回定例会の一般質問でお答えしたとおりでございます。

次に、(2)の経営基盤に関する取り組み、ア、財源でございますが、広域化の最大のメリットでもある補助金が統合の初年度及び次年度は、補助申請額に対しては満額交付されませんでした。要望活動を積極的に国や県へ働きかけた結果、平成30年度からは100%の交付金をいただきました。この交付金につきましては、10年間の交付金を受けられるもので、期間内は更新するための財源が確保されるものでございます。今後は、10年以降この交付金が継続されるかは今のところ未定でございますが、より有利な交付金を受けられるよう埼玉県へ働きかけていきたいと考えております。

次に、イの運営管理でございますが、ご質問の人材、技術力確保と水融通ができる水道システムと関係いたしますが、基幹管路を整備することにより効果的な水運用や施設整備による施設の統廃合が進んでいく中で初めて事務所の統合、職員定数の見直しができ、適正化が図られるものと考えております。現時点では、統合時の職員数で推移しておりますが、有事の際の対応や災害に強い施設の耐震化がある程度進捗しなければ職員の削減は難しいものと考えております。

次に、ウのサービス対応でございますが、水利用者のニーズに応えるため、さまざまなサービスを実施しております。具体的にはコンビニ収納、クレジット決済、Pay Bなどの支払い方法を導入しております。今後はいろいろな、支払い方法は日々進歩をしておりますので、さらにサービスにつなげられるよう研究してまいりたいと考えております。なお、未給水区域の整備につきましては、現在のところ予定はございません。

次に、(3)の水道事業経営審議会の状況につきましてお答えいたします。初めに、審議会メンバーの構成でございますが、1号委員は学識経験者、2号委員は市、町の長の推薦、3号委員は公募によるもので、21名の委員でございます。審議内容、進め方につきましては、全員協議会で説明させていただいたとおりでございます。最終的には答申書を12月中旬ごろを目途に管理者へ会長から手交を予定しております。

次に、経営戦略から水道料金の値上げの想定でございますが、幾つかのケースをシミュレーションしております。料金を統一する際の一番値上げ幅が少ないケースで、供給単価は222円と試算しております。経営審議会におきましては、料金改定案の試算の一つである改定率17.91%に対する供給単価は218.66円でございます。ただし、算出に関する条件が違うため単純に比較することができませんので、あくまでも参考にとということでご理解いただきたいと存じます。

次に、水道料金の改定の時期でございますが、令和3年4月に予定をしております。

次に、2の危機管理体制の強化について、(1)、危機管理マニュアルの整備、(2)、緊急時対応マニュアルでございますが、危機管理マニュアルを平成29年2月に策定し、水道施設に被害または被害が想定されるときに初動態勢を定め、円滑な応急給水と応急復旧活動により住民のライフラインである水道水を確保することを目的としております。台風19号では、大規模な断水が発生したことから、水道局内に給水対策本部を設置いたしまして、各班の業務活動に基づきまして、断水地域へ給水活動を実施することができました。今後は、台風19号を教訓に反省点などを洗い出し、危機管理マニュアルの充実を図りたいと考えております。

次に、2の(3)、水融通ができる水道システムでございますが、浄水施設、送水施設の事故や渇水時に断水することなく送水が可能な管路ネットワークの構築や系統間の水配分にも極端な偏りが生じないような管網計画を基本としておりまして、橋立浄水場と別所浄水場などの基幹浄水場を含め、各浄水場及び配水池間は施設能力の範囲内で、お互いに融通できる管路整備を進めてまいります。今回のような災害時には水融通するシステムを構築することは必要であると考えておりますが、秩父地域には深い溪谷と南北に河川が縦断しており、水管橋や増圧ポンプが必要となり、多額の費用が発生いたしますので、現在計画されている更新工事を優先に進めてまいりたいと考えております。

次に、3の(1)、投資計画の進捗でございますが、現在基本計画の修正業務を委託しております。単価の入れかえによる事業費の見直し、管網解析の分析によるダウンサイジングや配水ルートの見直しを行っているところでございます。中間報告では、10年間の事業費を上方修正することになるかと思っております。また、当初計画では大きな事業も単年度で完成することといたしましたが、計画に多少無理があったものを複数年の債務負担行為に変更したことにより、平準化にばらつきが出る年度はございますが、事業の進捗に影響が出ることがなく、順調に進んでおります。

次に、(2)、落札率の推移でございますが、平成31年第1回定例会、議案第5号の質疑の中で、工事請負にかかわる落札率をお答えさせていただいておりますので、繰り返しになる部分もございますが、平成28年度は51件で91.5%、平成29年度は44件で91.9%、平成30年度は49件で92.3%、令和元年度は本日現在で56件、91.6%となっております。平均しますと91.8%と推移しております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。ありがとうございます。早速再質問に移りたいと思います。順次1番から再質問をさせていただきたいと思います。

1番の再質問ですが、まず初めに今回水道事業経営審議会の話が出て、今までの基本構想と経営戦略について、3年間たったということで、どのくらいその計画に対してちゃんと進んでいるのかという確認と、その中から出てきた5年後に対する料金改定の話が今どのように進んでいるのかという話を1番ではお聞きしたわけなのですけれども、まず1点目が水道料金の値上げのところ。前提条件として、各市町で水道料金の体系が違ってございまして、水道料金の中に一部水道使用料が含まれている自治体と、従量料金制、いわゆる基本料金があって、使った分だけプラスアルファされていくという水道料金の仕組みが市町で分かれていますけれども、今後その料金体系がどのようになっていくのかということをお伺いをさせていただきます。

次に、1番だけ全部再質問させていただきますけれども、現状水道料金につきましては一部各市町から補填がなされております。これは、一般財源から水道事業に対して、水道料金分として補填がなされているものと認識をしております。住民から水道料金として支払われた分以上に、以上というか、それに併せて各市町の税からも水道料金の補填がなされているわけなのですけれども、各市町の1世帯当たりどのくらいの金額が各市町から補填をされているのか、現状お伺いをさせていただきます。

次に、先ほど答弁の中にありましたけれども、今回想定される値上げがパーセントで17.91%というのが出てきましたけれども、各市町から補填がないものとして、各市町1世帯当たりどのくらいの額が値上げになるのか。先ほど聞いたのは、現状各市町の1世帯当たりの補填額は幾らなのか、これは市と町によってもとの金額が違いますので、恐らくいろいろまちまちなのかなという気はするのですけれども、もともと水道料金が低かった自治体においては、恐らくある程度の金額をその町から補填をされているのだと思うのです。もともと料金が高かったところは、そんなに補填はされていないのだと思うのですけれども、補填されている額がどのくらいか。今の質問は、それがなかったものとして、今水道事業経営審議会でも値上げを想定してございますけれども、実際それを足して払う金額としてどのくらいに1世帯当たりなるのかということをお伺いさせていただきます。

4番目なのですが、ちょっと毛色が違うのですが、地場企業向けに水道料金の補助金を出している自治体も実はあるのですけれども、今回の水道料金値上げに関して、今後どうい

ふうな形で行っていくのかというか、今後どうなるのかということで、お伺いさせていただきます。

それから、大きな1項目の最後の質問になるのですが、平成30年の3月16日に小鹿野町議会において小鹿野浄水場の存続を求める決議が採択をされております。ご存じだと思います。現在基本構想や経営戦略について、単価の見直しに伴う事業費の見直しがなされているという今お話がありましたけれども、今後の見直しに伴い、どのようにこの決議が影響があるのか、またこの件に関して現在進められている水道事業経営審議会ではどのように議論がなされているのかをお伺いさせていただきます。

大きな項目1については、5点の追加質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 黒澤議員の再質問にお答えいたします。

初めに、今後の水道料金の仕組みについてはどうなるのか、また全国的にどのようになっていくかでございますが、水道料金につきましては秩父市が採用している基本水量を含まない料金体系で統一してまいります。なお、基本料金を含む料金体系は、全国的には廃止の方向が示されておるところでございます。

次に、各市町における現状の水道料金において、一般財源から1世帯当たりの補填額はということでございますが、構成市町、平成31年4月1日現在の世帯数で割りますと、秩父市が7,853円、横瀬町4,640円、皆野町8,068円、長瀬町1万2,047円、小鹿野町1万2,295円となっております。

次に、今回想定されている平均改定率での1世帯当たりの値上げ額でございますが、2カ月で40立方、口径13ミリで試算しますと、値上げする水道料金は3つのケースを想定した場合において、秩父市は1,070円から1,400円、横瀬町は1,830円から2,160円、小鹿野町は2,930円から3,260円、皆野町、長瀬町は550円から880円の値上げを想定しております。

次に、地場企業へ向けた各自治体がどのような補助制度を設けるかにつきましては、構成市町の判断になるものと考えております。

次に、小鹿野浄水場の存続でございますが、小鹿野町の議会での決議でございますので、経営審議会では議論はしておりません。しかし、小鹿野町の森町長から小鹿野町の広域化による効果につきまして、比較対象の要望を受け、結果につきましては理事会でご報告させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。

わかりました。水道料金の体系は、基本水量を含まないという形で、これは全国的にそんな形のほうに向かっているということで、今現状の秩父市の料金体系に合わせるということ、それから各

市町1世帯当たりの補填額と、それらに伴って今後値上げが想定される金額をお伺いをさせていただきました。今後は、現状各市町で補填をされているわけですから、水道事業としては広域とすると、次の水道料金の値上げは、水道事業を経営するに当たっては必要な額でありますから、その値上げをせざるを得ない、ただその後各市町でその値上げ分を補填するのか、さらには今まで補填していた部分を各住民にお支払いしていただくのかというのは、各市町の判断になるということだと思います。ですから、水道事業、広域のほうは水道事業を円滑に長期間、安心安全な水を供給していく過程においては、もう値上げをせざるを得ないという状況の中で、今審議会で論議がされておりますけれども、そういったケースの値上げを想定しているのか、今後は各市町が、現状も補填されているわけですから、値上げ後もさらに補填するようになるのか、はたまた今まで補填していた部分を含めて住民の皆さんに支払っていただくのか、それは各市、町の判断になるのかなというふうに思います。ただ、広域でお聞きしたかったことは、どのぐらい値上がりをするのかということをお聞きしたかっただけなので、よくわかりました。

それから、最後の小鹿野町議会の判断ですけれども、これも実際にお聞きしている内容では、浄水場を残した場合にどのぐらい経費がかかるのかということと、実際になくしたときにどうなのかという話を、小鹿野町議会での決議ですから、これは先ほどあった森町長のほうに話をして、議会のほうに諮るのかどうかというのはわかりませんが、そういうことなのかなというふうに思っております。水道経営審議会では論議がされていないということでもありますので、想像するに、今後の基本構想や経営戦略には影響がないということだと思って、質問はしないで、大きな1項目めは終わりにさせていただきます。

大きな2項目の危機管理体制の強化についての再質問ですけれども、先ほど危機管理マニュアルと緊急時対応マニュアルをセットで答弁をいただいたのですけれども、危機管理マニュアルというのは先ほど……。緊急時対応マニュアルというのが私の考えとちょっと違ったのかもしれないのですけれども、いずれにしても今回台風19号のときにいろいろな教訓があって改定をしていくという話なのですけれども、おおむねどのあたりを見越して、どのぐらいの規模で改定をされる見込みでしょうか。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 黒澤議員の再質問にお答えいたします。

危機管理マニュアルは、先ほど申し上げたとおり平成29年に策定したものでございます。中には緊急時の対応マニュアルも盛り込まれておりますので、今回非常に大きな台風で被災もしておりますので、先ほど申し上げましたとおり、この対応が正しい行動ができたかとか、そういったものを検証して、さらに充実したものをつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。

どんな状況で整備したらいいかというのをいろいろ精査する前に、恐らく大変な状況がまだ続いているのかなと思いますので、やっぱり現状のマニュアルをほったらかしにすると忘れてしまいますので、なるべく時を経てというか、待たずに改定のほうのお願いをしたいというふうに思うのですけれども、(3)の水融通ができる水道システムというところ、いろいろ先ほど私が話した久那地区のところを考えると、久那橋に水道管を通して、そこからやればすぐ水供給ができるから、そういう管路ネットワークを張りめぐらすことで、どこで断水をしたとしてもすぐ栓を開けば水が供給される。されれば、断水する地域というのは、秩父地域は広いですから、断水する期間が短くて済むのではないかという話をさせてもらって、今現状管路の更新をされているから、その更新計画に併せて、今回を教訓にいろいろな水路のネットワークを入れていただくほうがいいのかなと思って確認をさせていただいたのですけれども、現状10年間の国の補助金をもとにして、令和7年まで当初の計画、投資計画を一生懸命やっているわけですから、それに併せて、緊急時というのは難しいということで、更新計画を優先したいというお話でしたけれども、仕方ないのかなというふうに思いますが、一方でやっぱり給水を、今回の対応で一番長かったのは3日、4日ぐらいなのですか、断水があったところというのは、1週間はなかったかと思うのですけれども、そういったバックアップ体制というのも非常に重要だと思いますので、その辺につきましては有事を想定して今後とも対応、マニュアルの整備、計画も含めて対応をお願いしたいと思います。

大きな3番目の質問に入りますけれども、壇上でもちょっとお話聞きましたけれども、非常に秩父地域の中でとてつもなくでかい公共工事なんですよ。恐らく業者の皆さんもそう思っていると思います。公共の事業は、各市町減っていますから、その中で10年間で私のこの資料の中でもありますけれども、合計293億円と書いてありますけれども、これは県、国の補助金はありますけれども、これだけの大がかりな10年間で投資をするというのはないのです。ですから、そういう意味からすると、入札制度の運営というのは厳しくする必要はないのかなというふうに思います。

今後、ちなみに入札制度、どのようにお考えかお伺いをいたします。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 黒澤議員の再質問にお答えします。

現状の入札制度につきましては、秩父市と同様のものを採用しておりまして、最低制限価格については秩父市は変動性というランダムな数字で最低制限価格を変動させておりますけれども、水道局につきましてはその変動性は現在のところ採用しておりません。今後それらを踏まえて、変動性または事前の予定価格の公表とか、そういったものを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。

改めてですけれども、つい最近も高崎市で談合があったという話をお聞きしております。改めてですけれども、公共事業の総額としてかなりの金額となります。この入札制度の運用は厳格さが求められているのだと思います。コンプライアンス、法令遵守とガバナンス、内部統制をしっかりとさせていただいて、入札を運用していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

私の一般質問は以上でございます。ありがとうございました。

議長（宮原睦夫議員） 黒澤秀之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、浅見裕彦議員。

（10番 浅見裕彦議員登壇）

10番（浅見裕彦議員） 10番、日本共産党、横瀬町議の浅見です。議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問を行います。

質問に入る前に、台風15号、19号によって全国で93名の方が死亡されました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、今なお避難所生活を送っている方々が一日も早く普通の生活に戻ることを願うものであります。復興に向けて奮闘している多くの被災者、支援する人々を私も応援していきたいというふうに思います。秩父広域市町村圏組合の職員の皆さんに当たっては、昼夜を分かたずに復旧に向けた取り組みに敬意を表するものであります。大変お疲れさまでした。

それでは、質問に入ります。1として、台風19号の被害実態と対応についてであります。これは、13日に行われた全員協議会で災害及び復旧状況概要の説明がありました。通告書の提出時期のずれがありますので、この点はダブらないように進めていきたいというふうに思います。

そこで、(1)であります。秩父広域市町村圏組合で所管している諸事業ごとの被害の実態と対応について説明してください。まず、ごみ処理についてであります。大雨が予想された中でのごみ収集についてどのように行われたのかについてであります。また、職員の安全確保、特に災害レベル5とかというふうな中で、1人で荷物等を運搬しているわけであります。こういうものに対

して、どのように行われたのかについての説明をしてください。

次に、火葬場についてであります。台風時の状況、12日、13日というふうな点がありましたが、こういうふうな大雨のときの対応をどのように行ったかについての説明をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、消防本部の対応です。消防本部につきましては、通常時から24時間体制で、非常時に備え、圏域住民の生命、財産を守る取り組みを行っていますが、災害発生、警戒レベル5という状況下で、どのような体制で対応したかについての説明をしてください。

最後になりますが、水道局についてであります。水道局の被害状況、別所浄水場の被害とか、こういう点については先日の全員協議会でも示されました。こういう中で、各浄水場の運転管理の状況がどうであったのかというふうな点であります。取水不能による断水とか、あるいは配水管の破断による断水の報告がありました。限られた職員による復旧作業だったと思いますが、全体の個々の点でも出されていましたが、水道局で説明されなかった部分等がありましたら、どのような対応を行ったかについての説明をしていただきたいというふうに思います。

2番目ではありますが、これは浄水場の判断の問題であります。取水停止とか送水停止の判断、応急給水を求める規模と時期、これはどのように、先ほど黒澤議員の中で非常時対応あるいは危機管理マニュアルという点がありました。非常に未曾有の被害というふうな中で、誰がいつどのように判断するのかという、その形についての説明をしていただきたいというふうに思います。

3番目ですが、この応急給水に向けて鋭意行っていると思いますが、市町村ごとの応援による復旧、どのようにしているか。1市4町の中で小鹿野町、皆野、それから長瀬、横瀬町、秩父市ということで、それぞれの自治体における災害復旧にも尽力をいただいていると思いますが、そういうふうなことは、人が限られた中で的人员融通がどのように行われたのかについての説明をよろしくお願いします。

2であります。被害の復旧についてであります。別所浄水場は、取水設備、水処理設備、送水管路等多大なる被害をこうむりました。今仮設での対応等で処理しているというふうなところもあると思います。本復旧に向けての検討も進んでいますが、今回激甚災害指定となったわけですが、今後の復旧についての方法と予算措置について、どのように進めていくかを説明してください。

壇上からの質問は以上です。回答をよろしく願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 浅見裕彦議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 浅見議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1の（1）、台風接近時において、ごみの収集はどのように行われたのか、また収集員の安全確保はどのようになされているのかについてでございますが、一般廃棄物の収集運搬、処分に

つきましては、市町村の責務として組合が実施するため、通常大雪や大規模な災害等の車両が運行できない場合を除いて、台風等の雨天や冬季の降雪の場合においても、ごみの収集業務を中止することなく実施しております。

今回の台風19号については、事前の報道により非常に大きな勢力とのことであったため、台風の接近に備え、事務局内で協議の上、委託業者へ連絡をし、収集実施の確認を行い収集を実施いたしました。台風の風雨の影響が大きかった10月12日土曜日のごみ収集では、道路の通行どめ、または通行不能により収集できない箇所が秩父市大滝地区3地域11ステーションありましたが、その他の地域ではごみ収集が実施されております。なお、現時点で収集ができない地域につきましては、別のステーションに排出をいただく等の対応をしており、未収集地域はございません。また、当日は土曜日でありましたが、収集の問い合わせや緊急時の連絡等のために担当職員が事務局において待機し、対応をいたしました。

次に、ごみ収集を行う職員の安全確保についてでございます。現在組合が実施しておりますごみ収集業務につきましては、民間事業者2社へ業務委託により実施しております。業務の委託に際し、労働安全衛生法等の法令に基づき、作業従事者の安全と人身保護を最優先として労働災害の防止に努めることや、作業員への安全教育を徹底することを指示しております。実際のごみ収集業務は1人の作業員が収集車両の運転、ごみの回収を行っていますことから、一旦収集作業が開始されれば現場での安全確保は作業員の自己の判断による部分が大きいのが実情でございます。収集作業においては、車両の運転や道路状況に異常や危険を感じた場合は、作業を中止して連絡するよう指導を行っております。また、土砂災害警戒情報の発令時等に収集作業を行っている場合においては、収集作業を中止する判断も必要となるため、組合、事業者が連絡を密にとりながら作業員の身の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、斎場の台風時の対応状況でございますが、台風接近時における対応といたしまして、雨水の流入による影響を考え、職員による排水路の整備、清掃の実施、エントランスへの浸水防止のための土のうの準備、設置を行っております。また、10月12日の斎場利用件数は2件でございます。来場者は48名でございます。来場の際に風雨の影響を軽減するため、来場者の車両を玄関正面のエントランス部分に駐車させる対応をとり、来場者の皆様にはふだんと変わらずに火葬、待合の業務を提供して、遂行しております。翌日の日曜日に職員により被害状況の確認を行ったところ、台風による建物及び敷地内への影響はなく、停電、断水等の発生もないことを確認し、14日からの火葬業務は通常どおり行われております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 消防本部からは、出場件数と体制についてご説明をさせていただきます。

初めに、台風19号に係る出場件数ですが、10月12日 8時30分から24時までに31件の出場がございました。内容は、自宅付近の道路が土砂等で避難場所に避難することができないなどの救助件数が3件、土砂崩れによる家屋の被害による出場が2件、土砂崩れによる通行不能箇所などの調査出場が8件、家屋の浸水被害として床上浸水が2件、床下浸水が9件、その他河川の調査や危険地域の広報活動などが7件で、計31件の事案に出場しまして、143名が活動を行いました。

次に、今回の台風19号に対する体制ですが、10月12日 8時30分に秩父消防本部警防規程に規定いたします警防本部を設置し、同時に非常配備体制の1号体制として管理職員を招集し、災害対応を開始いたしました。その後、台風接近と上陸に備えまして、15時15分に全職員を招集する3号配備体制を発令いたしまして、全職員での非常災害対応の体制をとりました。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 1の台風19号の被害実態と対応について、(1)のうち水道局の状況についてお答えいたします。

初めに、浄水場の運転管理の状況でございますが、別所浄水場の場合は台風や大雨等の予報、警報が発表された際には河川の増水による高濁度化と多量のごみ等が想定されることから、事前に除塵機、ごみ等を取るかき上げ機のことです、この間欠運転から連続運転の切り替えや薬品の追加発注とともに、凝集剤注入設備の調整を行っております。今回の台風は、今までに経験のない非常に強い大型の台風との予報であったため、取水口に土砂流入防止策として金属網を設置し、台風に備えました。他の事務所の対応といたしましては、横瀬管内につきましては給水区域の切り替えができることは事前の対応を実施いたしました。また、各事務所では凝集剤の事前準備をして、通常の数倍の薬品を投入して運転をしておりました。

次に、被害の実態でございますが、別所浄水場の取水口には土砂流入防止対策をいたしましたが、急激な河川の水位の上昇により取水口に土砂の堆積とごみが詰まり、除塵機が故障、停止する状態となり、浄水場への導水能力が低下し、水量の不足による通常の浄水をつくることができなくなり、配水池の水位が警報が出る寸前まで低下し、危機的な状況になりました。大規模な断水を回避すべく、河川に水中ポンプを投入して、直接沈砂槽へ補水する方法をとり、これによりましてぎりぎりの水位の運転ができたため、最小限の断水で済むことができました。また、各事務所管内での施設は、被害の主なものは取水口へ土砂が流入して導水管が閉塞し、そのような状態になった施設が多くありました。なお、別所浄水場の被害につきましては全員協議会でご説明したとおりでございます。

それから、取水停止につきましては、供給者に最悪の場合供給できなくなるという事態を回避すべく、断水することなく対応しておりましたが、やむなく停止をする場合は、水道法に定められて

おります水道技術管理者の判断になるかと思えます。

次に、断水状況でございますが、別所の配水区域では別所と寺尾の一部、久那方面へ送る送水管とミュージックパーク、井森、駒沢、田村方面へ送るための送水管2本が破断し、久那地区の555件の断水が発生いたしました。高篠浄水場では同じく取水に土砂が大量に流入し、導水管に入り閉塞したため、定峰地区の100件の断水が発生し、そのほか皆野・長瀬事務所管内の断水は20件、小鹿野事務所管内につきましては100件の断水が発生いたしました。

次に、応急復旧に向けての取り組みでございますが、送水管の離脱による復旧につきましては、深谷市から接合部材の融通や秩父市内の資材商社の積極的な協力により、発災した12日から2日後の15日未明には別所、寺尾の一部と久那方面、16日午後にはミュージックパーク、井森、駒沢、田村方面への送水が可能となり、断水が解消されました。各事務所では、職員と地元業者の協力を得て復旧活動を実施いたしました。

次に、2の(1)、別所浄水場及び送水管の復旧と予算措置でございますが、被災直後に埼玉県生活衛生課へ第一報を届け、10月31日には生活衛生課の担当主幹にも別所浄水場の視察をいただき、災害の補助金の交付を受けるため、災害査定申請に向け現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） それでは、再質問を行います。

今回お答えいただきまして、大変ありがとうございました。まず、ごみ収集についてでございますが、いわゆる委託契約を結んでいる中でどうかというふうな点があるというふうに思います。今2社から業務委託を行って、その業務委託の中で、人身の保護だとか、あるいは従業員の安全確保、それから自己の判断等を指導しながらということでもあります。実際想定することはなかなか難しいというふうには思うのですが、いわゆる委託契約書の中で災害時とか何かというのを盛り込むことが必要ではないのかなというふうに思うのです。その他必要なことについては、両者の協議で多分行きますというふうに契約上なっているというふうに思いますが、そこでは、両者間との今どうなっているかが一つであります。

それからもう一つは、事務局を中心としまして、状況を見ながら業者と連携、連絡をとりながらということでありました。多分土曜、日曜ということで、業者のほうに、請負業者そのものが会社を開いているかということ、運転者そのものの判断ということになるのが多いのではないかなというふうに思うのですが、いわゆる事業所の誰とどういう関係で連絡をとって、こういうふうに市町村圏組合は考えているけれども、そちらはどういうふうになっているかというふうになったのかについて、こういうふうな取り決めを、話し合いをしながら進めてきたというふうな点がありましたら、その点についてさらに説明をお願いしたいというふうに思います。ごみの処理については2点であ

ります。

それから、火葬場であります。2件ということで、職員は準備万端として行ったというふうなことであります。なかなかごみがたまっているとかという、あるいは風だとかというふうな点であります。この中では来場者のエントランスに車をとめて、ぬれないようにという対応をして、利用者もこういうふうな点であったということでありましたので、非常にお疲れさまでしたというふうなところでもありますので、火葬場についての再質問はありません。

消防本部であります。出場件数全体で31件、10月12日、8時30分から24時ってありました。消防署に連絡が来るといふか、道路が避難できなくなってしまうとか、あるいは土砂崩れというふうな点であります。市町村との連携で、市町村の消防団もこういうふうに戻っていたというふうに思います。そういうところでの消防署の救急車であるとか、あるいは災害救助の車が出るとかというので、これの今31件については、全てこれは消防本部で対応ということ、あるいは地元消防団に応援を頼んでやったのかどうかと、そこら辺の点の取り扱いの決まりがあるかどうかということと、実態がどうであったかということについての説明をよろしくお願いします。

それから、体制についてであります。1号配備ということで管理職が集まり、15時15分、全職員を招集して、3号配備で対応しました。警防本部に定められているということで、消防は常に最先端を行っているところなので、そういう体制のつくりというのを行っているというふうに思います。24時間態勢ということで、交代勤務をやっている職員がいますが、24時間態勢をとったときに、休むときと次に出なければいけない、ここら辺の考え方あるいは実態はこういうふうにしていましたというのがありましたら、24時間職員に対するローテーションになっているのをどのように切り回していったのかということについての説明を再度お願いします。消防本部については2点であります。

それから、水道局であります。別所浄水場の取水口であります。除塵機の間欠運転から連続運転にしました。それから、金網等をやってきたというふうなことであります。除塵機は、これは別に別所浄水場のほうで遠方監視で、遠方で運転操作ができるのかどうかというふうなところが、今私も現場見ていないので、申しわけない、そういう運転がどうかというところでもあります。

それから、薬品の増加あるいは調達資材がありました。薬品増加については、多分凝集剤と、自動で幾つの濁度になったから、今アルカリ度が幾つだから何Pを入れますよというふうに計算機上になっているのではないかと思います。それを超えた濁度とかというふうであったかどうか。それは、手計算によって間に合う量であったか、最大何Pまでというふうな凝集剤の導入状況等わかりましたら、その点についての説明をしていただきたいというふうに思います。

各市町村においては、実際に取水できなくなってしまうけれども、残っている水で対応できました。例えば横瀬町だったら、生川浄水場、水とれなくなってしまうとか、あるいはそういったほかのところでも、中井浄水場でも水とれなくなると、でも配水池にあったから水はできるとか

というふうな点があったというふうに聞いているところなのですが、給水区域、横瀬も含めながら、すぐにでも……。まあ、水がなかなか引かなければ、取水口というのは水がとれるまでに行かないというふうに思います。水道事業者と連携をとりながらやってきましたということで、素早い対応ができたのだというふうに思います。応援態勢とか、あるいは、横瀬は自分のところだけで完結、あるいは市町村対応等、どういうふうになってきたかというのはちょっとさっき説明なかったので、そのところを再度お願いしたいというふうに思います。

それから、導水管閉塞については、今仮設等で素早く業者等が対応して、持っている配管とかで対応できたとのことであります。先ほど取水停止の判断誰か。それは、当然水道事業管理者が行うのですが、連絡とれてやるか、あるいは各それぞれの浄水場ごとにお任せすると、こういうふうな点はあなたの判断でやってくださいよというふうにはならず、あくまでも水道事業管理者の決裁を得てから了解して進めたのかどうかということでもあります。

それからあと、本部のほうで応急給水の応援を求めましたというところで、例えば市長の話の中でもあったふうに思いますが、応急給水を求めるところ、それから自衛隊への派遣要請というふうなところは、どういう経過でもって、どこでどう判断してきてどうするのかということについて、一応管理者の判断に基づいて、知事に応援を求めて、こういうふうになりましたというふうな説明あったと思いますが、そこへの手続上について、うちもなかなかやっていないので、こういう手続でこういうふうに進めました、当然管理者に具申して、こういう状態なので、これだからこれはこうしなければならぬというふうな判断があると思いますので、そういう判断をどういう点で行ったかについての説明をよろしくお願いしたいというふうに思います。

1のほうについては以上の再質問になります。ちょっと取りとめもなくなってしまって大変申しわけないのですが、よろしくお願いたします。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 10番、浅見議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどご質問のあったごみ収集に関する質問でございますけれども、まずごみ収集の業務につきましては委託業務で行っておりまして、業務は2社で行っております。この際に業務委託契約書を取り交わしておりまして、その中で特記仕様書の中に、安全対策について対応をお願いしますというような文言を盛り込んで契約のほうをさせていただいております。この仕様書の中でお願いしている教育等を実施をしていただいているというようなことでお願いをしているような状況でございます。

続いて、災害時、緊急時の連絡体制をどこで行っているかというご質問でございますけれども、担当課は業務課でございますので、業務課の課長が中心となって対応を行っております。また、委託業者側につきましては、その営業所の所長または支店長をお願いをいたしまして、各従業員の方

に指導、連絡等を行っていただいて、対応をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 消防署での対応につきまして、再質問にお答えいたします。

まず、出場件数は31件なのですけれども、こちらは119番、それから一般電話でかかってきた事案に対しての出場の件数になっております。出場体制といたしましては、災害に対する出場体制は、その日の当番に当たります消防隊、それから救助隊、救急隊が主に現場に向かって活動しております。

また、床下浸水等の被害が集中した時間帯なのですけれども、消防だけでは対応できないという場面がありまして、こちらは各災害対策本部に連絡をとりまして、消防団にお願いをしたというような事例もございます。消防本部からは、各市町の対策本部に対しまして連絡調整員を1人派遣をいたしまして、その間現地調整員の被災状況、被災地域との災害発生状況の把握、それから情報収集に基づきまして連絡、連携をとった活動で対応していたということでございます。

それから、勤務体制のことなのですけれども、2交代制での24時間の勤務でございますので、発令から配備態勢が解除になるまでの時間、この間は全職員で当たったわけなのですけれども、解除された以降の勤務につきましては、その勤務態勢によっては引き続き勤務をするというような職員もおりますし、その反面その解除された時間で一旦は帰るといような、そんな態勢をとっております。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 再質問にお答えいたします。

まず初めに、別所浄水場の除塵機の遠方監視でございますけれども、これについては遠方監視はついておりません。

それから、薬品の増加に対応する自動注入でございますけれども、皆野・長瀬事務所については自動ではございません。それ以外については自動で注入できる設定になっておりますけれども、今回の台風は雨が予想されましたので、事前に注入量の設定を変えております。

それから、水が取水できなくて、断水の関係でございますけれども、配水池の残り水とかで対応できた部分もございまして、そのほかにつきましては給水車の対応ということで実施いたしました。

それから、職員間の応援態勢でございますけれども、特に別所浄水場が被害が大きくて、全職員50名を当日招集しまして、別所の対応については別所の浄水場内の事務所の職員、その各事務所については各事務所単位でいろいろな施設の対応を行っておりまして、ある程度被害が解消されてきてまして、それからについては別所浄水場のほうの応援もお願いいたしました。

それから、導水管の仮設の対応ですけれども、相当土砂が流入して現在も閉塞している状態で、仮設で対応しておりますけれども、まだ見通しが立っておりませんので、仮設の状態ということで対応いたしております。

それから、取水停止の判断でございますけれども、これはいとまがないということで、緊急時には水道技術管理者の判断により取水は停止できることになっておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

それから、応援給水につきましては、日本水道協会と応援協定を結んでおりまして、各支部ごとに連絡をとり合って応援態勢はできております。

それから、自衛隊の派遣につきましては、先ほど管理者の挨拶の中で説明がございましたとおりでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 今回の全般的な点についてになりますが、特にそれぞれの、例えば水道局で非常態勢をとりました。それから、消防本部でも非常態勢をとりましたというふうなことであります。消防本部の連絡調整員というものがいて、市と、あるいは町と連絡調整について、これはすばらしいことだなというふうに感じたところであります。ぜひいろいろなところでこういう点が続けられればというふうに思います。

この災害本部のそれぞれの総まとめ役という点になったときに、これが管理者のところに、最後判断していく点があるというふうに思いますが、管理者は秩父市の災害対策本部長でもあるというふうに思います。この市町村圏組合の動向等と、それから市の災害対策本部のその指令塔の頭にいるというふうに感じているところでありますが、逐一状況とかというのを、報告はどのようになされて、どのように進める、すぐ判断というか、それぞれのもとでどうしようかという合議等も必要だというふうに思うのです。そこら辺をどういうふうにしたかというのについて、特に回答を求めたのは担当者ということであったのですが、どなたかが回答していただければ結構です。広域と、それから管理者との調整というか、そこら辺について再度説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 再質問にお答えいたします。

秩父市では、危機対策本部というのが台風直後に、接近と同時に立ち上げました。水道局長も本部長、連絡調整員ということでその対策本部にも出席いたしまして、逐一毎日会議を開いておりますので、その席で水道局の状況については報告させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） それでは、2の災害復旧についてであります。

先ほど答弁等でありまして、県の生活衛生課も来て、今状況等を見ながら進めてきたというふうなところでもあります。いわゆる一般的な災害と、それから激甚対策ということの指定というふうになった、これの違いというか、それによって今後の進め方というふうなのがどう変わっていくのか、それから今の別所浄水場ののり面ですか、あそこのところは、今すぐ対応してもというか、少し動きを見ながら、またこの後、今年度中にどれだけ雨が降るかまだわからないような状況だというふうに、一定の期間を見ながらこのように進めていくという、その検討状況とか、それから補助金申請が、私はほかで聞いたときに、激甚対策についてはいつまでというふうなのがとりあえず定められていて、このときまでに計画を出すようにというふうに聞いたところで、広域でも同じなのかどうか、3点です。激甚の対応と災害救助との関係での補助金の違いがどうなのかというふうな点と、それから別所浄水場ののり面对策、どのように進めていくのか、それから激甚対策の補助金をやるときの申請の時期等について説明をよろしくお願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 浅見議員の再質問にお答えいたします。

まず、激甚災害についてでございますけれども、県を通じて、厚生労働省のほうに被害状況については逐一報告しておりまして、今月の18日に厚生労働省、市長も含めて要望とお願いに行っていました。その話の中では、激甚災害ということで、3分の2の補助対象ということでございます。通常の災害ですと2分の1ですが、今回の場合は3分の2の補助金が受けられることとなりますが、まだ査定を受けておりませんので、どの範囲が対象になるかはまだ不明でございます。査定につきましては、年明けの2月か3月ごろの予定ということで伺っております。

それから、別所浄水場ののり面对策につきましては、今現在日本工営株式会社という地質関係でたけている業者に定点観測ということで、今後地すべりが発生することを予測するための伸縮系の装置とって、山が動くとき警報が鳴ったり、パソコン上で見られたりする装置を5基斜面に設置しております。今後ボーリング調査等を行いまして、工法についてはその後一番安全な方法で復旧をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） これで最後の質問になります。

先ほど最後の激甚の査定は決定するのが来年になるということなのですが、もう申請を行って、いつまでという定めはなく進められるものかについて再度、定めがないものはいつまでという、この時期の問題についての答弁をよろしくお願いいたします。

最後になりますので、引き続きそれぞれの市町村における対応、それから広域における対応、今回は本当に幸いにして人的災害はなかったけれども、ライフライン等含めて非常に厳しい状況にあるというふうに思います。私もできる限りの協力をしながら、よりよいまちづくりに今後も進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。1点だけの再質問になりますので、よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 浅見議員の再々質問にお答えいたします。

計画の提出の時期でございますけれども、今のところ具体的な提出時期というのは県から求められておりませんが、設計書の準備だけはしておくようにという指示が来ております。今月の末から12月にかけて埼玉県内の各事業者との打ち合わせ等がございますので、そこで詳しく決まるものではないかと思っております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時57分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、黒澤克久議員。

（9番 黒澤克久議員登壇）

9番（黒澤克久議員） 皆さん、こんにちは。9番、横瀬町議会の黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。午前中は、傍聴が多かったのですが、午後は少し寂しい傍聴の人数になってしまいましたが、頑張ってやっていきたいと思っております。

大項目1として、救急医療施設について、現状の救急医療体制についてお伺いいたします。秩父地域1市4町は、埼玉県の23.5%、おおよそ4分の1の面積を有しており、広範囲に家が点在している一方、秩父消防本部における9つの救急隊、11台の救急車で救急業務を実施しなければならず、負担が大きいと認識しております。救急業務と医療機関は密接に関係しておりますので、現状の課題と認識についてお伺いいたします。

（2）、輪番制の変更による課題について、二次救急医療病院群輪番制、来年度から変更になり

ます。この変更は、非常に大きなターニングポイントになると思います。埼玉県は県内を南部、西部、東部、北部の4つに分けられ、記載することが多いのですが、この医療の分野に関しては、北部にも含まれず、秩父地域と表記されていることが多い、そんな実情があります。輪番制についての現状の認識、今後の課題についてをお伺いいたします。

大項目の2、水道事業ですが、午前中から前の浅見議員も質問されていて、重複する部分があるかと思うのですが、ちょっとはしよりしまして、今回の台風19号の被害による災害、その辺の現状の認識と今後の課題をお伺いできればと思います。

以上を壇上での質問とさせていただきます。あとは、また自席のほうで質問をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 9番、黒澤克久議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 9番、黒澤克久議員の救急医療施設についてお答えをいたします。

（1）、現状の救急医療体制についてですが、初めに休日における初期救急体制を確保するため、秩父郡市医師会館内で開設される休日診療所業務、また圏域内の病医院が当番で休日の診療を行う在宅当番医業務、さらに平日の夜間に小児を対象として診療を行う小児初期救急業務があり、それぞれを初期救急医療として秩父郡市医師会に委託をしております。

次に、二次救急医療は、入院や手術を要する症例に対する医療であり、救急告示病院である秩父病院、秩父第一病院、秩父市立病院、皆野病院、小鹿野中央病院の5病院を中心に受け入れ態勢がとられております。また年間を通じ、平日の夜間、土曜日の午後及び夜間、日曜日、祝日等における救急搬送の受け入れにつきましては、秩父病院、秩父市立病院、皆野病院の3病院で病院群輪番制に基づきまして、年間3,000件を超える救急事案に対しまして迅速な受け入れをいただいているところでございます。また、管内では受け入れ困難な傷病者はドクターヘリによる搬送や救命救急センター等の三次医療機関へ直接管外搬送を行っております。このような現状から、秩父郡市医師会からご提案をいただきまして、今年度から休日診療所の診療時間を2時間ふやし、在宅当番医業務と同じく午前9時から午後6時として軽症患者の診察を行い、輪番病院の負担軽減を図っております。

次に、（2）、輪番制の変更による課題ですが、令和2年度から病院群輪番制につきまして、秩父病院が土曜日の夜間及び日曜日を輪番から外れることにより、秩父市立病院及び皆野病院で負担をいただくこととなります。年間で土曜日と日曜日が104日ございますが、今年度まで秩父病院が当番となっていた土曜日と日曜日の日数が34日でございます。現在調整が進められているところですが、土曜日、日曜日の多くを秩父市立病院が負担していただくことになると思われます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 黒澤議員の2の水道事業について、(1)、台風19号による断水、被害状況についての現状と課題についてご答弁させていただきます。

今回は、想定外の雨量でございまして、1日500ミリを超える雨量でございました。多い時間帯では50ミリを超えたような時間帯がございまして、その時間帯に第1回の土砂崩れが発生したと考えております。今後は、先ほど午前中もお話ししました危機管理マニュアルの充実と検証を行い、被害に強い水道施設に努めてまいりたいと考えております。

課題につきましては、今回の台風、先ほど言った想定外ということでございますので、職員が少ない中での人員の配置等、あと応援態勢につきましても、なかなかうまくいかなかったところもございまして、各市町とも協力しながら災害の対応に今後当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 9番、黒澤克久議員。

9番（黒澤克久議員） ご答弁ありがとうございます。

現状の課題と認識というのが今改めてお答えいただきまして、やっぱりこの秩父地域というのはちょっと病院業務に対しては、いろんな課題があるなというのを思いました。消防隊員、医師ともに日ごろからベストを尽くしていただいておりますが、今後さらなる環境の整備を行っていかねばならない。救急医療体制、輪番制の変更、先ほどあった答弁の課題をクリアしなければ、地域の住民の健康と命は守れないと考えております。

管理者は医師でもありますので、ご存じだと思いますが、埼玉県総合医局機構というバーチャルな組織があります。県医師会と県が特に中心となって埼玉医科大学や県内の医療機関などと一体になり、医師の確保を盛り上げていこうということで立ち上げ、事務局は埼玉県庁が担っております。埼玉県総合医局機構のトップは、埼玉県医師会の、当時、現在もですか、金井会長がついておられると思います。その下に医局の構造として、運営を協議する運営協議会、実質的な医師を確保、議論をする3つの委員会を設けています。奨学金の対象者を初めとした医師の確保、派遣に取り組む医師確保派遣委員会、医師キャリア形成支援委員会、地域医療教育センターを運営する地域医療教育センター委員会などがあります。このように埼玉県も県内において医療過疎地域ができていることを認識しております。そして、現在においてはそれをいかに改善するかというのを目的として動いている。我々ができることの提案というのは、例えば消防も、医療の働く環境の改善ができるかどうかというのが我々議員が提案することのできる唯一の権利だと思っております。

その辺を踏まえまして、管理者にお伺いしますが、例えば先ほど皆野病院、秩父市立病院が今後負担が増加するというお話がありました。市立病院を県立病院化するか、広域病院化するかと、そのようなことを検討してはどうなのかと個人的に思っておりますが、その辺に対して管理者とし

て救急医療関係の改善をどのように捉えているのかお答えください。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 私へのご質問ありがとうございます。その前に、関連した内容を幾つかお話できることがあるのですが、総合医局制度は何年か前に埼玉県医師会のほうで立ち上げた事業で、県がそれに乗ったということで、でも実際に市立病院を見てみてください。総合医局制度から医師を派遣してもらっていないです。だから、絵に描いた餅なのです。機能していないのです。ということをお県の医療関係の部長に言ったら、いや、やっているという話なのですけれども、実際問題それが機能していないというところが今の現状かなと。

実は、私も月曜日に厚生労働省の社会保障審議会の医療部会で、私が委員で何ったときにも、その辺のところ、地方のところへの医師の派遣というのがいろいろ課題になって、今度医師の働き方改革ということで時間制限がかかると。そういうことで、ますます医者が足りないところに、はい、時間だからって、ドクターXではないですけれども、帰りますということが今後あり得る可能性もあります。そういうところで、今非常に難しい問題になっていると。その主張はさせてもらいましたけれども、いずれにしてもしっかりとその辺は我々のほうで言っていかなければいけない。

では、そこで医者が足りないところで、救急医療をどう持っていくかということになるわけです。そこに私の答弁が入ると思うのですが、実際問題市立病院のほうで秩父病院の枠をやらなければいけないということで、月に17日ぐらいですか、秩父病院の土日の分がそこにのっかるわけですから、それプラスアルファになるわけです。そういうところの救急を行うのに当たって、極めて負担がふえると。医者に関しては処遇改善をしました。ある程度はご理解をいただけたと思うのですが、今度は看護師なのですけれども、これは今度12月議会で上程しようと考えているところなのですけれども、考えている議案としては、処遇改善の議案を提案しようかなというふうに思っています。ですから、議会前なので、正確なことはちょっと申し上げられません。秩父市議会の議員がいらっしゃいますので。ですから、そういうところで今進める、処遇改善をして対応するというところで

す。

次、最後の広域化です。答弁なのですけれども、今市立病院の看護職員と医師、いろいろと話したり、小鹿野町立病院の、小鹿野のことなのですが、水面下というか、同じ医師会の中で気軽に話せる先生もいるわけです、町立病院に。そういう先生とも話したのですが、やはり広域化にしていけないと、この地域は医療でやっていけなくなるだろうというのがある程度明確かなと。小鹿野町立病院さんもいろいろ経営的には厳しいという情報うちのほうで把握しています。かといって市立病院も間違いなく赤字になったのですね。9月議会で、これも答弁しました。終わりましたから

正確に言えますけれども、赤字になっています。ですから、そういうところで、運営的にはうちのほうにはまだ16億円ぐらいのお金が市立病院にありますので、ですからすぐどうのこうのということはないのですが、町立病院のほうから言わせたらかなり厳しい状況になるだろうと思うのです。

ですから、その辺のところの医師不足ということと、経営的なことと、人口減少ということを一ろいろ加味して考えていきますと、私は個人的には広域化されたほうがいいというふうに思っています。ですから、そういうところで市立病院のほうを、いずれにしても老朽化した施設になってきていますので、建て直すときにその辺を加味して持っていくか、また町立病院のほうも、町立病院は町立病院のことなので、こちらのほうで言うものではないですが、周りから見て、老朽化対策等をするならば、その辺を加味して進めるということも一つの手かなというふうに思います。いずれにしても前向きな考え方として、同じシェアした人間だというふうにご理解いただきたいと思っています。

議長（宮原睦夫議員） 9番、黒澤克久議員。

9番（黒澤克久議員） 管理者、わかりやすくご回答いただきましてありがとうございます。

再々質問なのですが、この秩父地域、それぞれきょうも首長さんが皆さんおそろいですが、どの地域も人口減少を何とかしよう、移住者をふやそう、そのような政策を実施されておるとおもいます。しかし、移住者が検討する項目には必ずあるのが、医療と教育、この2つは絶対に外せない、そこに安心安全が担保できないようでは、幾ら移住者をふやそうとしても、秩父地域の人口減少はとまらないと思います。ですので、ぜひともここには1市4町全ての首長さんもいらっしゃいますし、広域議会という環境も整っておりますので、医療の充実についてはぜひぜひ前向きな議論が進むことをお願いをしたい、そういうふうに思っております。

そして、私個人の考えですが、この広域行政を実施していくに当たり、一番大切なことはそれぞれの自治体が少しだけ我慢をしながら協力していく、その形がこの広域行政というもの、例えば今は水道が始まりました。水道も各町村によってそれぞれ思いもあるし、考え方もあると思います。しかしながら、広域としてやっていくということになると、おらが町だけの理屈では通らないのです。ここにいる議員さん皆さんがそれぞれ各議会において少しずつ我慢しながらも広域で進めていく意義、このスケールメリットを大切にしていいただければ、秩父はより前向きに進むと思っております。

最後に、もう一度管理者から、この秩父の医療改革、そして働き方改革というものこの後浅海議員からまた質問が出るようですので、余り触れませんが、どういうふうに改善できるのか、現状で把握できているものがあればお話いただければと思います。

議長（宮原睦夫議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 まさしくこの地域の魅力というのは、やっぱり医療と教育というのは大きな柱にな

っているという、それは同じ気持ちであります。特にこの医療に関しましては、昔よりは随分よくなっています。というのは、皆さん方の中でも、知り合いの脳梗塞患者が救急隊員の判断で専門の高度医療機関、三次医療機関に送れるようなことで、ゴールデンタイム以内に治療できて、後遺症を残さずに生活されているという方、ご経験があるというふうに思います。そういうところで脳梗塞関係ではかなりいい方向になっているし、あとは心筋梗塞に関しましてもネットワークを今構築するように今大野知事のほうにもいろいろ申し出ています。まず市立病院に、これは心電図を見ればわかるものですから、それでそのまま循環器・呼吸器病センターに運んでしまうという、そういうことの判断というのは、これから心臓に関しては起こるかなというふうに思うのです。

病院のことは、先ほどちょっと申し上げましたから、そこはちょっと割愛させていただきますけれども、今度は働き方ということではないのですけれども、人のことをちょっとお話しさせていただきます。実際今看護師を募集しても、市立病院の場合、十分満たさないのです、足りないのです。あと、これは薬剤師もそうですし、あとはレントゲンとか検査技師、パラメディカル関係全部だめなのです。足りない。それだと、いろいろなマンパワーがやっぱり医療関係は重要ですので、それで秩父の医療は今後非常に懸念されるところがマンパワーという問題であります。今後市のほうではそれを確保すべく、これも12月議会に出そうかなと思っている議案が1つありまして、それを看護師を確保するという方向で今考えています。

そういうところでマンパワーをきちんと確保し、あとは広域化を進めながら、いろいろな対応等々をしていくという、我々でできることを少しずつやるということがまず課せられたことだなと。ただ、そういう中で、私平成21年、これは絶対に日本全国に自信を持って言えることは、定住自立圏構想で1億8,000万円のお金を全額医療関係に充てられたのです。それで、救急医療のほうを何とか守ってきたという、これは議員さんもお存じだと思のですが、今5,000万円、1億3,000万円って分けましたけれども、5,000万円確保は今医療分として残しているわけです。定住のほうで、いろいろな形で資金的なものというのはバックアップできているという、そういう体制をつくれたということは、実はこの間の10月に全国国保医療学会がありまして、そこで私発表してきて、その話をしたのです。そうしたら、秩父というのはいい制度がありますねということで、定住はどこでも使えるからということで、総務省に申請して進めたらどうですかという答弁もさせてもらったのですが、そういうふうな定住自立圏というすばらしい制度、しかも日本のトップレベルのことを今やっているわけです。

まず、それがいいことだと思いますし、もう一つ、上田知事さんのときに地域医療ということで2,000万円の補助を申請していたら、上田知事さんがずっと出してくれたのです。ですから、4,000万円秩父医療協議会の予算を組んでいるのを2,000万円の枠で抑えることができた、そういうふうな県の非常な手厚い政策があると。これは、秩父地域だけだというふうに言っても過言ではないというふうに思います。そういう形でいろんな働きかけをして、そしてこの地域を県の支援をいただ

きながら、定住自立圏で細かいところを実際に動かしながらやっているという、できる限りのことを今やってきているというふうに思います。結果的に、まだその結果は十分に出ていないというところが、私としてもまださらにやらなければいけないなという気持ちではあります。いずれにしても医療改革というのは私の専門範囲でありますので、できるだけ頑張っていきたいと思います。議員にもご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 9番、黒澤克久議員。

9番（黒澤克久議員） ありがとうございます。

それでは、2、水道事業について少し再質問をしたいと思います。今回の台風19号、前日からかなりの雨量が降りました。その時点で、今回翌日に台風本体が上陸すると何が起こるのかなというぐらい、ちょっと恐怖を感じながら経過を見守っていました。実際に私がいろんな情報を今回得たのも、最初は安心・安全メールで拾っていましたが、あっという間にそれが警戒もレベル5になりましたという話から、逆に今度は携帯電話が非常に静かになってしまったのです。もう一切の情報が届かなくなったというのか、これ以上の警戒を促すものがなくなってしまったので、その後、さあ、どうしよう、今回の場合はSNSをなるべく使って、いろんなものを各1市4町それぞれの方が発信しているものを拾いながら見ていたのですが、SNSの問題というのは、その都度その都度新しいものが出て、リアルタイムというか、誰かがいいねを押さない限り上に上がってこないという、そういう仕組みになっているので、ちょっとずれが生じるのです。

そんな中、今回一般の個人の方が1市4町全ての情報を、災害情報、道路が通行どめになっています、どこが断水しました、どこが避難区域になっていますというのを一元管理して発信していたのです。そこに行き着いたときに、一つの今回これだけの非常事態の中、職員に情報発信をしろというのはもう各町、市において無理があると。これこそ官民連携できるところは連携して、そういうところに委託をして、例えば広域でそういう情報発信を管理するというものを設けてもいいのではないかという、そういうふうに関心したのですが、この広域で情報管理、発信を改めて検討してはいかがでしょうかということをお伺いしたいのですが、これはやっぱり管理者ですか。

議長（宮原睦夫議員） 事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

住民の生命、身体、財産を守るためには情報の迅速な伝達が重要という認識は十分持っておりますが、その情報をいち早く発信できるのは、地域の状況を把握しているそれぞれの自治体と考えます。台風19号の際の災害情報につきましては、防災行政無線、自治体のホームページ、ツイッターやフェイスブックなどで発信をされておりました。それぞれの自治体で災害対応をしている中で情報の一元化をするためには、人の確保が課題かと思っているところでございます。そこで、各自治体で発行しているハザードマップなどに災害情報サイトのアドレス等を掲載することで情報の共有

を図ることもできるのではないかと考えますので、組合としてはホームページにこうしたサイトのリンクを張り、情報を得やすくできるよう検討してまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 9番、黒澤克久議員。

9番（黒澤克久議員） ご答弁ありがとうございます。今回に限りではなくて、これからこの秩父地方はまた雪が降る季節がやってまいります。そんなときにも、また何が起こるか分からないという気を引き締めながら、我々も生活していかなければならないと思います。先ほどの答弁どおり、新しいことをすぐするではなくて、一步一步着実に前向きに進められれば、我々もその情報を得るやり方がわかってきますので、今後そのホームページのアドレスを張るとか、そういうところからやっていくということでもいいと思いますので、引き続きこの消防の皆さん、そして広域水道の皆さん、今回本当にお疲れさまでしたと、まずはお礼を言いたいと思います。ありがとうございました。

私のほうの一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（宮原睦夫議員） 9番、黒澤克久議員の一般質問を終わります。

次に、16番、出浦正夫議員。

（16番 出浦正夫議員登壇）

16番（出浦正夫議員） 皆さん、こんにちは。小鹿野町選出、日本共産党の出浦正夫です。このたび当議会にお世話になることになりましたので、よろしく願いいたします。

議長に質問の許可をいただきましたので、質問を行います。その前にちょっと申し上げておきたいことがございます。何人もの方がおっしゃいましたけれども、9月から10月にかけては、東日本また埼玉県、この秩父地域などもさまざまなことが起こりました。中でも私大きな問題だとして感じておりますのは、一つは埼玉県で初めて起こった秩父市吉田地内の豚コレラの発生です。引き続いて、小鹿野町長若地区で豚コレラが発生をいたしました。全頭では2,000頭を超える豚が殺処分となりました。養豚を営まれていた方の心情を思うと本当につらいものがあります。私の知っている養豚家は、本当にむごい、このようにおっしゃっておりました。国に対して一刻も早く豚コレラワクチンの接種をしてほしい、長年そういうふうに言ってきたけれども、なかなかかなわなかったとその方はおっしゃっています。埼玉県では、知事がいち早く国に対して豚コレラの接種を認めてほしいというふうに要望して、県内でも既にワクチンの接種が始まっております。

もう一つは台風の問題です。亡くなられた方、被災された方、お悔やみとお見舞いを申し上げます。一刻も早い災害復旧ができるよう心から願っているところであります。

それでは、一般質問に入ります。1、別所浄水場土砂崩落について、(1)、土砂崩落、被害状況について伺います。

(2)、破損した水道管の本復旧はどのように行うのか伺います。

(3)、別所浄水場の立地は、浄水場の設置場所としては不適格と考えるが、見解を伺います。

2、水道水安定供給、危機管理対策について、(1)、基本計画にある小鹿野浄水場廃止計画を見直し、小鹿野浄水場の存続を図るべきと考えますが、見解を伺います。

3、断水、水道水汚濁等に対する対応について、(1)、利用者への周知はどのように行うか伺います。

(2)、給水態勢について伺います。

4、水道事業経営審議会について、(1)、審議経過、内容について伺います。

(2)、審議委員に配付した資料は、議員にも提供すべきですが、配付できるか伺います。

5、来年度分、各自治体からの出資債・負担金について、(1)、出資債の金額を伺います。

(2)、基本料金体系総額との差額負担金額について伺います。

以上ですが、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長(宮原睦夫議員) 16番、出浦正夫議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 1の別所浄水場土砂崩落について、(1)、土砂崩落、被害状況でございますが、先ほど10番、浅見裕彦議員に答弁させていただきましたとおりでございます。

次に、(2)、破損した水道管の復旧でございますが、現在送水している管路につきましては、整備計画では維持管理が容易な県道へ新たなミューズパーク送水ルートとして耐震管路の敷設を進めているところでございます。整備後は廃止することができますが、それまでは仮設の管のままで日常点検を行い、維持管理に努めたいと考えております。

次に、(3)、別所浄水場の立地条件でございますが、高度成長期に将来の人口増加を見込み、第3次拡張事業として建設されました。別所浄水場選定につきましては、丘陵地の中段に位置し、自然流下により広範囲に配水できる地理的条件を満たしていること、地形的条件として建設する上で重要な地質調査等を行い、比較的浅い位置にかたい岩盤が確認でき、施設の立地に適している条件を満たしていると判断し、選定したものであると思われま。さらに設計においては、安全率を確保するために、直下型地震などが発生した場合、大きな強度を持つ地震動に十分な耐力を有している施設として建設されております。

今回の崩落箇所は、土砂法に指定されていない部分が崩落したもので、建設から38年が経過し、コンクリートの耐用年数や東日本大震災による地層の変化などいろいろな要因が重なり、今回の台風により地中にしみ込んだ水分が土砂の抵抗力を弱め、大雨の影響で崩れたことが原因である自然災害と考えております。いずれにしましても建設当時、地球温暖化による異常気象や大規模な地震等は想定外であり、適地と選定されたものと思われま。

今度の災害の復旧につきましては、今後起こりうる可能性がある首都圏直下型地震など、自然災害に耐えられる復旧方法で施工したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2、水道水安定供給、危機管理対策について、(1)、基本計画にある小鹿野浄水場廃止計画を見直し、小鹿野浄水場存続についてでございますが、午前中の先ほど3番、黒澤秀之議員にもご答弁させていただきましたとおりでございます。

次に、3、断水・水道汚染水等汚濁等に対する対応についてのうち、利用者への周知でございますが、今回の台風19号による断水では、市町の防災行政無線、安心・安全メール、ホームページの掲載に加え、断水地域で広報車による広報を行いました。住民の皆様へ緊急を要するものの周知方法につきましては、これからの方向になるかと考えておりますが、今回雨音で屋外から放送が聞きづらかったというお話をいただいております。先ほど9番、黒澤克久議員にもご答弁させていただいておりますが、情報発信の仕方を含めて、多くの情報が得られる方法を検討してまいりたいと存じます。なお、毎月実施している水質検査結果は、ホームページ上で閲覧できるようにしてございます。

次に、給水態勢でございますが、先ほど3番、黒澤秀之議員、10番、浅見議員にご答弁させていただいたとおりでございます。

次に、4、水道経営審議会についてお答えいたします。初めに、(1)、審議経過、内容につきましては先ほど3番、黒澤秀之議員にご答弁させていただいたとおりでございます。

次に、(2)、審議委員に配付した資料は、議員にも提供すべきとご質問でございますが、それぞれの審議会終了後に配付は可能であると思っております。なお、現在までの資料が膨大であるため、配付方法を検討させていただければと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、5、来年度分の各自治体からの出資金、負担金についてお答えいたします。初めに、(1)、出資される金額でございますが、現在当初予算を取りまとめている最中でございますので、構成市町にお願いする負担金につきましては、予算編成前に金額をお示ししたいと考えております。以前の議会でもご答弁させていただきましたが、12月に正副管理者の予算査定、各市町の担当課長会議へ説明を行い、2月の定例会に上程する予定でございますので、広域議会へ提出する前に公表することはできないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(2)、基本料金体系、総額との差額負担金でございますが、令和元年度当初予算では、現在の秩父市料金体系を基準としておりまして、構成市町のうち基本料金体系総額に満たない団体には、水道料金差額分補助金として横瀬町1,039万2,000円、小鹿野町5,655万1,000円、合計6,694万3,000円となっております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 大項目1に対する再質問を行います。

まず、この被害状況ですけれども、沈殿池や配水池のある上の土砂が崩落した部分と、その西側に市道があって、民有地などがありますけれども、その部分まで動いているわけですが、実際に受

けた土砂崩れの面積がどのぐらいか、縦横の長さがどのぐらいかについてまず明らかにしていただきたいというふうに思います。これは、私は極めて深刻な問題だというふうに認識をしているわけです。普通の土砂崩れは、下の岩盤があって、岩盤の上にある土砂がすべり落ちるとというのが普通の土砂崩れでありますけれども、私が現地を実際に探査をしたところでは、土砂だけではなくて、その下のかなり大きな岩盤が動いているというのが今回の土砂崩れの大きな特徴だというふうに思います。したがって、極めてこれは深刻だというふうに受けとめておりますけれども、その認識についても伺いたいと思います。

それから、(2) 番の久那地区等へ送る送水管の破断なのですけれども、これも私極めて深刻だというふうに思っておりますけれども、送水管が破断をして、多分1度直したのだと思うのです。ところが、直したらその後また地面が動いて、今まるでうねったような形で送水管があらわれまされども、簡単には直らないのではないかなというふうに認識をしております。先ほどの答弁の中で、この基本計画では、これはいずれは廃止をする送水管だからという趣旨のご答弁がございましたけれども、それまでにはまだ何年もかかるだろうと思います。したがって、やっぱり復旧をして、きちんと地下に埋設をするということが安全上も必要だというふうに思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それから、(3) についてですけれども、この別所浄水場の立地ですが、高度成長期につくられてと。たしか昭和52年ごろだったというふうに思うのですけれども、つくられてというお話もございましたが、当時は確かにいろいろボーリング調査などもされたのかなというふうに思いますけれども、ここのところは私極めて問題がある地盤だというふうに思うわけです。それはなぜかというと、あそこのすぐ下に地すべり危険箇所の表示がございます。多分管理者はご承知だと思うのですけれども、地割れが生じたり異常があったときには、直ちに埼玉県と埼玉県秩父県土整備事務所と秩父市役所に連絡してくださいという表示までしてあるところの上なわけです。だから、こういうこと一つとっても、やっぱり立地として極めて心配だというふうに考えているところです。本当に心配はないのかどうか。52年ごろには安全だということだったかもしれませんが、現にああいう大規模災害が起こっているということを、事実をもとにして考えるということを私は大事ではないかなというふうに考えている次第ですので、ご答弁をお願いしたいと思います。よろしく願います。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 出浦議員の再質問にお答えいたします。

まず、(1) の被害面積につきましては、発災してすぐに測量会社のほうに、被害している区域の測量の依頼を行っております。確定した面積については現在のところまだ成果として上がってございません。

次に、岩盤が動いているということですが、これについても専門家によるボーリング調査を行って、どの程度動いているかについても今後調査する予定でございます。

次に、(2)の久那地区へ送水している破断の復旧でございますけれども、議員も現地をごらんになったと思いますが、現状ですとある程度土砂を撤去しないと機械も入っていけないような状況でございます。現在、先ほど申し上げました新たな県道への送水をできるだけ早く工事をしまして、廃止できる方向で進めていきたいと考えております。

次に、3の立地条件でございますけれども、先ほど申し上げました自然災害によるものでございますので、原因についてはコンサルに、どこが原因があるのかというのまで含めて調査していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 1に対する再々質問を行います。

面積については未定ということなのですが、私が現地に行ってみただけでは、東西方向に多分120メートル、別所の水道の事務所があるところから西側のほうに120メートルぐらい、それから南北、正確な南北ではございませんけれども、100メートルぐらいに対して土砂が動いております。ここが深刻なのは、途中で墓地があるのはご存じですよね、民間の墓地がある。その30メートルぐらい上にはたしか山の神のほくらだと思うのですが、ほくらもあります。そのあたりまでの地盤が大きく動いております。墓地のすぐ下には幅が50センチぐらいある亀裂が横にすっと入っている。そういうことを考えると、これはやっぱり極めて深刻な問題だというふうに思うのです。先ほどの答弁の中で、いずれはこの地区は送水管としては廃止になるところなので、当分のまま仮設で置くというお話があったのですが、仮設のままでは本当によいかどうか。こういう時代ですから、何らかの送水管に誰かが危害を加えるというようなこともまるっきり想定されないことではないので、やっぱり地中にちゃんと埋設をするというのが基本的な方向なのだと思うのです。

それから、もう一点伺いたいのは、たしか先日の全員協議会のときに局長が、全部撤去すれば10億円から15億円かかるというふうにおっしゃったように私は記憶しているのですが、そういう説明であったのかどうか、これも伺いたいです。

それから、この別所浄水場の立地の問題ですが、これが埼玉県が土砂災害防止法に基づいてつくった地図なのですが、その中に地すべり地帯として、別所浄水場から久那の大久保、安立、この地域にかけてのが載っております。ここですが、後でごらんになっていただきたいです。すぐ、ここも問題なのですが、今度新しく長尾根に配水池をつくるときに布設する送水管は、この大久保地内を全部通っていくわけですよね。この大久保地内というのはどういうところかということ、地域の古老に伺えばわかることですが、江戸時代に大崩落が起こった場所、死人まで出たというふうに言われています。今でも行けばその土砂崩れの痕跡だと思うよ

うなところがブドウ畑であるとか、そういうところに見えます。その中を送水管は通るわけです。ですから、そういう意味で極めて危険です。

それからもう一つは、先ごろ、台風15号で、千葉県で大停電と大きな断水が起きました。長期間にわたって起こったのです。秩父も非常に似ているわけです。長尾根の上に配水池をつくったとしても、そこはポンプアップしなければ一滴の水もあそこまでは行かないわけです。地すべりの危険地帯、それから電源がなければ一滴の水も送れない、そして長尾根の配水池から小鹿野には9,000人分の配水が行われることになっているのです。今小鹿野町の人口は1万1,500人ちょっとですけれども、その人たちの水が何か事故があれば供給できなくなるという危険性があります。そうした意味で、極めてこの別所浄水場の位置というのは危険だ。

もう一つ、私申し上げておきます。別所浄水場からわずか600メートルぐらい離れたミューズパークの公園内に大規模な土砂崩落がありました。私これを調べてずっときたのですけれども、最初秩父市の危機管理課に行きました。危機管理課では、うちの担当ではないのでわからないと言われたので、環境管理事務所に行きました。そうしたら、環境管理事務所もうちのほうの担当ではないので、わからないと言われたので、ではどこなのだと調べたら、埼玉県の都市整備部営繕・公園事務所のところが担当しているということがわかりました。東西に230メートル、南北100メートルにわたって崩れて、今土砂ダムができていて、決壊しないようにポンプで排水をしているのだという説明がありましたけれども、佐久良橋の、長尾根のほうの部分ですけれども、それからとにかく久那の大久保方面に対しては地盤が弱いということなわけです。

それで、もう一つ申し上げておきたいですけれども、この地すべりというのはどういう性格があるかということ、秩父市のこの防災マップ、ハザードマップですけれども、これなかなかよくできていて、いいハザードマップだなというふうに思うのですけれども、ここに土砂災害の特徴について説明した部分がございます。一番下のところに地すべりという項目があって、こういうふう書いてあります。斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に地面が大きな塊のまま動くため、甚大な被害を及ぼします。また、一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。ですから、別所浄水場の今設置している位置、それからこれから新たに送水管を送ろうとしている県道、こういうところも全て今私が申し上げたような危険な状態のところにあるというふうに私は感じますので、やはり別所浄水場は、立地としては、こういう事実が明らかになった以上、考える必要があるのではないかなというふうに思うところですので、ご見解を伺いたいと思います。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再々質問にお答えいたします。

まず初め、面積でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり測量会社のほうに縦断方向

に、尾根まで測量をかけております。それと、先ほど申し上げた地質調査の関係の委託している業者にはあの辺を全部歩いていただいて、どこにクラックが入って、どのような状況になっているかという中間報告も受けております。そんな中で、面積については実際の実測をかけていますので、先ほど申し上げましたとおり報告書が上がっていない状況ですので、それを把握した時点で面積はわかるかと思えます。

それから、一番南側の墓地と山の神があるところについては、私どもも確認いたしまして、実際今まであったお墓の位置から10メートルから15メートル下にずれておりまして、お墓も唐櫃になっていまして、唐櫃ももうほとんど半分壊れた状態で、中には骨つぼが3個ありまして、それについては施主さんにお話をして、お骨については全てきれいにとって、施主さんに預けてあるところがございます。先ほど言った埋設したほうがいいのかというお話ですけれども、先ほども申し上げましたとおりとても機械が入れるところではございませんし、それには相当の手当てをして、相当の費用もかかりますので、何らかの、管を固定するような対策でやっておりますけれども、同じような災害が来ると、また同じように破断してしまうようになってしまう可能性がありますので、その辺につきましては日常の点検をやっていきたいと考えております。

それから、現在埋設されている高密度のポリエチレン管ですけれども、この曲げ、角度がどこまで耐えられるかというのもメーカーのほうに確認をしていきたいと思えます。

それから、補修材については、当初水道局でストックしていなかったのですけれども、現在は特別な接続部の管については水道局の倉庫にストックしてございますので、何かあったときには早急な対応ができるかと考えております。

それから、のり面の手当、全協でも12億円から15億円かかるとご説明いたしましたけれども、これはマックスの数字で、全然調査もしていない、ボーリング調査もしていない状況でのお金ですので、このくらいかかるのではないかと推測のお金でございます。

それから、地すべり地域の関係につきましては、確かに久那地区、大久保地区は地すべり地域ではあると思えますけれども、ルートとするとそのルートが一番最短で、維持管理も将来的にできるものと考えておりますので、今回のような台風がいつ起こるかわかりませんが、いずれにしましても当初の計画どおり進める予定でおりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） いずれにしても大災害ですので、最大限の注意を払って今後対処していく必要があるのではないかなというふうに申し添えておきます。

大項目の2についての再質問ですけれども、小鹿野浄水場をなぜ存続させなくてはならないかということなのですが、小鹿野町では、先ほど黒澤議員の質問にも答えましたけれども、小鹿野浄水場を残してほしいという住民の声も非常に強いし、議会でもその旨決議をいたしました。森町長に、

理事会にもそれは反映していただいているというふうに伺っておりますけれども、今回のような被害が明らかになった以上、やっぱり考えるべきだというふうに思うのです。

私は、基本計画にあるから、ただただこれを進めればいいという、そういう考えだと、起こっている事態に柔軟に対応できないのではないかなというふうに思うわけです。私は、小鹿野の住人だから小鹿野のことを言いますが、ほかの浄水場だって、本当はもっと見直すべき浄水場もあるのではないかなと思うのです。例えば谷津川の浄水場ですけれども、あそこの水は熊倉山の原生林から流れてくる極めて良質の水です。あそこなんか、もっと機能を強化していけばいいのではないかなって個人的には思っているところですが、

小鹿野町ですけれども、先ほども申し上げましたが、電源がとまる、送水管が破断をするなどの理由によって、小鹿野町の9,000人に給水ができなくなってしまうわけです。そういう危機管理という観点からいっても、小鹿野の浄水場を残しておくのが、こういう大災害が起こる時代には私は必要だというふうに思っているわけです。絶対長尾根につくる配水池が故障もしない、停電にもならない、管路が破断もしないということが未来永劫に保証できるなら、それで大丈夫でしょうってなるのですけれども、そんなことは保証できるわけではありませんので、ぜひご見解を伺いたいと思います。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再質問にお答えします。

現在長尾根に配水池を計画しているところでございますけれども、ここについてもボーリング調査等を行って、安全な岩盤を確認できるところまで基礎の対応をするようなことで考えております。

また、先ほどの停電の話でございますけれども、現在別所浄水場では非常用の発電機の更新工事を進めているところです。それから、ミューズパークの配水池へ送る第1、第2送水ポンプ場につきましても、非常用の発電機を設置して、停電の際にはこの発電機によって送水することが可能でございますので、燃料がある限り送水は可能であると考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 再々質問を行います。

今非常用電源があるから大丈夫だとかっておっしゃいましたけれども、これからどんな災害が起こるかわからないわけです。例えば首都直下型地震なんかだっけいつ起こるかわからない、東海地震もいつ起こるかわからない、そういうことを言われているわけです。そうしたときに、例えば長尾根の配水池に水が一滴も送られなくなったときに、では小鹿野の町民はどうするのか、9,000人の利用者が水を利用できなくなってもいいのか、こういう問題です。ですから、危機管理として小鹿野浄水場も残す、そんなに難しいことではないというふうに思いますけれども、危機管理上それ

も必要ないというふうにお考えならば、そういうお考えですかというふうになるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど言った首都直下型地震が起こりますと、どの地域におきましても大規模な災害が発生して、電気がとまって水が送れない状態になることが予想されます。これから小鹿野の庁舎も建設が予定されておりますけれども、ここに応急給水拠点の整備もお願いしたり、各小中学校の受水槽を救急用水として使ったり、そんなようなことで対応するしかないかと考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） やっぱり危機管理は、何にもないときからしっかりと対応して対策を立てておくということが必要なので、私は小鹿野の浄水場は残すべき価値があると、そのために広域も努力をする必要があるというふうに申し上げておきたいと思っております。

続いて、この3番の断水、汚濁等の対策なのですが、今回も随分住民からいろんな声が上がりました。先ほどのご答弁にもありましたけれども、野外のスピーカーで放送したのは、何を言っているのかちっとも聞こえないというような声ですとか、さまざまな声があったのです。中でも私どものところにあった声は、第一にまず水が濁った、三田川方面、それから両神の浦島浄水場、竹平浄水場から配水している水ですけれども、水が濁った。住民がまず考えたことは、自分の家だけがこういうことになっているのか、それから最近はお風呂なんかでも非常に精密な湯沸かしの装置がありますので、濁った水をそれに使っても大丈夫なのか、洗浄便座にこれを使っても機械が詰まることはないのかななどの不安が寄せられました。私も小鹿野の水道事務所に行って、みんなが心配されているのだけれども、どうするのだと言ったら、今放送の準備をしていますと言われてしまって、直後に放送してもらったのですけれども、今申し上げたようなことも含めて住民には周知をするべきだというふうに思います。この点はいかなのか。

それから、もう一つは断水になって、いつ復旧するのか、このことが知らされなかった、非常に不安だというふうにおっしゃっております。ですから、復旧見通し、これについてもきちんと説明をするべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一点、今度給水態勢については、先ほど近隣の自治体をお願いをしたり、自衛隊にもお願いをして行ったというのですけれども、やはり足の悪い方もおりますし、なかなか給水車のところまで行けないという方もおります。そういう方も配慮する必要があるかなと思っております。

1つだけ本当に困ったという方の例を私は紹介をしたいと思っております。これは、田村の方で、酪農を営まれている方です。乳牛が100頭、それから肥育中の子牛が50頭、合わせて150頭の乳牛を飼っ

て、100頭については搾乳もしていると、こういう方です。この方が非常に困ったのは、12日の夜から水圧が低下をしてきた。この水圧低下によって、いろんなことが起こってきたというのです。どんなことが起こったかという、まず一番困ったのは牛の乳を搾る搾乳機の洗浄ができなくなった。搾乳機は、朝と夕方の2回水道水で洗浄するそうです。これがしっかりできないと、雑菌が繁殖をして、雑菌が一定数を超えると罰金を科せられるそうです。非常にこれは深刻なのだというふうに話されておりまして。1日に使う水の量は、この搾乳機を洗浄するだけで大体1回が500から800リットル、1日の平均では1,500リットルは使うというふうにおっしゃっておりまして。これが一番の心配。

それからもう一つは、牛が水を飲むのですけれども、ご存じだと思いますが、牛はそれぞれの牛のすぐそばに牛がホースをかむと水が自動的に給水されるウオーターカップという機械が設置をしております。水圧が低くなって、それを牛がかんでも出なくなったために、やたらそれを牛がかんで、何台かのウオーターカップが故障したそうです。こういうことも困っている。この方がおっしゃるのは、かつて秩父市の水道部に勤めていた非常に水道に詳しい方に相談をしたらば、蒔田のほうから来ている管路があるはずだから、そこにあるバルブをあければ円福寺のところまでは水が行くはずだから、それをあけるように水道局に頼んだらいいというので、水道局に頼んだそうです。多分電話を受けたのは、委託をしている両毛システムズが受けたのだと思うのです。その結果、人がいないので、あけられないというふうに言われて、とにかく非常な困難に直面した。ふだんだったら1時間で洗浄が終わるところ、4時間、5時間もかけて洗浄しなくてはならなかった。このようなお話がありました。

ですから、一般家庭だけではなくて、水を大量に使う今の例のような酪農家だとか、あるいは精密機械をつくっているところだとか、そういうところもあるのだということ認識をして給水態勢を組まないと非常な災害が起こるといふ心配があるので、今申し上げたようなことも含めて、今後給水態勢については検討していただくかどうか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再質問にお答えいたします。

まず、小鹿野地区で濁った水の関係でございますけれども、今回の大雨ということで、濁度が高濁度ということで、処理場の能力に限界が出たものと考えられます。事前に薬品等も倍の注入量をしておりますけれども、それに間に合わなかったということが原因で、濁りが出たのかと思っております。

それから、周知の方法と断水復旧がいつごろになるかというお話ですけれども、周知の方法につきましては、各市町では防災無線等を流して、安心・安全メール等で周知をしたところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、なかなかお年寄りの方については、そういった環境

でない方もおるとお思いますので、これは今後の課題とっておりますので、危機管理マニュアルのほうにも盛り込んで見直しを図っていきたくてお思います。

それから、給水の態勢でございますけれども、田村の方で牛が150頭、水が出なくて困ったというお話ですけれども、今回の台風につきましては、テレビ等でも命を守る行動を優先してくださいという報道が常に流れておりました。動物だからいいということではございませんけれども、それだけの水を確保するのも大変、今回のような場合には人的な人数も必要になってまいります。それにつきましても各市町と連携を図ることが重要とっておりますので、今後検討をしていきたくてお思います。

それから、両毛システムズの受付の受け答えですけれども、この辺についても、休みが入って、休み明けの多分ご連絡だったかとお思いますので、その辺の連絡、水道局として両毛システムズの連絡が密にできていないことだと思っておりますので、その辺も改めて検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 再々質問を行います。

まず一つは、水道水の濁りの問題ですけれども、実際に濁りが生じて住民が困った、困った、心配だという以前に、長い経験があれば、このぐらい川の水が濁れば、浄化し切れなくて濁りが生ずるだろうというふうな予想はできると思うのです。ですから、あらかじめこういうことが心配されます、飲んでも体に影響はありません、洗浄便座に使っても大丈夫ですとかというような広報は、やはりあらかじめ私はしておくべきだというふうに思うのです。そうすれば住民の不安ははるかに軽減をされるだろうと思っておりますけれども、そういう対策はできるかできないかお願ひします。

それから、先ほどの酪農の関係ですけれども、給水車を回しましょうかというふうに水道局にはお答えいただいたというふうにその酪農家はおっしゃってました。しかし、給水車が来たからといって、いきなり使えるものではない。確かに人命優先ですからということもあるかもしれませんが、そういう方もいるのだということをやっぱり認識をしておかないと、まずいのではないかなというふうに考えているところですが、その点も含めて、今後の給水態勢についてご配慮いただければと思っております。

それから、もう一つは技術者の問題ですけれども、この広域化をすれば、職員がどんどん減らされると。たしか私の記憶では、最終的には17人でできるみたいな資料があったかと思うのですが、一概に職員を減らせばいいというものではないと思う。すぐれて専門的な知識や技術が必要な仕事ですから、ある程度の職員は確保して、どういう事態が起こっても郡市民が困ることがないようにという体制を築くべきだというふうに思います。一概に職員数を減らせばいいというふうに私は思いませんので、そこをどういうふうにお考えになるかお答えを願ひします。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再々質問にお答えします。

濁りの関係でございますけれども、この辺につきましては今後現状を洗い出して、検討していきたいと考えております。

それから、田村の給水車の関係でございますけれども、バルブ操作を毎日行いまして、多少時間がかかったかと思っておりますけれども、水のほうは融通できたかと思っております。ただ、一時的な断水があったのかもしれませんが。

それから、技術者の確保でございますけれども、午前中の答弁でもお話しさせていただいたとおり、技術者不足ということは全国どこの自治体も抱えている問題でございます。今後プロパー職員を定期的に採用いたしまして、職員の人材育成と技術力の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） さっきの酪農家のお話ですけれども、完全に水がとまったということはなかったそうです。たらたら、たらたらだけれども、出ていたというふうにおっしゃっていました。ぜひ技術者の確保、養成についても大事ですので、ご努力をお願いしたいと思います。

続いて、4番の経営審議会のことについてですが、資料もいただいておりますし、説明も伺っておりますので、再質問では何点かについてまず再質問をしたいと思います。まず1つは、運営の仕方についてです。公開というふうになっておりますけれども、8月30日に開かれた第5回審議会では、公開ということで一般に知らされて、傍聴者が参加をいたしました。そうしたら、その途中で座長が、委員の皆さんに公開しましょうか、非公開にしましょうかというふうに諮りました。そうしたら、ある委員が公開をお願いしますというふうに言いました。そうしたら、事もあろうに座長が、非公開にしなければならない理由をとうとうと述べて、それで決をとりました。まず、こういう審議会運営のイロハからいって、公開をお願いしますといて、非公開をお願いしますと言う人がいなかったのだから、座長は、では公開でよろしいですかと問えばいいものを、まことに非民主的な運営であったというふうに思いますけれども、そういう事実はあったのかどうか。

それから2つ目、この審議会では審議委員の皆さんに事務局から提案をするという形になっております。この提案内容というのは、後でまた述べますけれども、具体的に何%の値上げというようなことまで全部出されているのですが、この提案は理事者、理事会には、こういう提案をしますかというような、そういう相談あるいは打ち合わせ等があったのかなかったのか。事務局が自分たちで考えて提案をしているのか、まずその点です。

それから、料金統一についてですけれども、先ほど17.91%の値上げを事務局から提案をして、

218円何がしの値上げになるというお話がありましたけれども、これは皆野、長瀬の水道料金をも超えて、日本でも高額の部類になるのかなと思うのですけれども、もしこれが実際に実施されるとどうということになるのか、お願いをいたします。

それから、具体的に値上げ案を事務局が提案をしているのですけれども、全部で6つのケースについて提案をしております。まず、事実かどうかを伺います。ケース1では32.75%、ケース2では12.91%、ケース3では37.75%、ケース4では17.91%、ケース5では42.75%、ケース6では52.75%の値上げをするという案を提示いたしました。前の審議会では42.75%の値上げが必要だというふうに提案をした模様であります。前回の審議会では17.91%で値上げをするべきだというふうに事務局が提案をし、審議会でもそのようにしましょうというところまでまとまっているようです。で何うのですけれども、1つは秩父郡市民の中には、広域化すれば水道料金が下がるというふうに思っている人が今でもいます。国、県、そして自治体から出資債まで集めて、また秩父市の料金の差額分まで集めて、それでもなおかつ値上げするというのはどういうことなのか、値下げ提案というのではないのか、まずこのことを伺いたいと思います。

それからもう一点、水道局と審議会の関係についてです。水道局は、さっき申し上げたような6つのケースの提案をする。今度は17.91%でまとまったようだけれども、それで答申が出される。そうすると、その答申は管理者のところに出されるわけですから、水道局が提案をして、審議委員がやって、管理者のところに水道局が思ったとおりの答申が出される。こういうのって一人芝居みたいな感じではないのでしょうか。いかがでしょうか。何か一人芝居みたいに見えて、審議会というのはそういうものなのかなというふうに思うのですけれども、まずこの審議会の値上げの提案の中身、どうやって使って答申がまとまっていくのか、そこをお願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再質問にお答えいたします。

まず、経営審議会の第5回の公開、非公開の件でございますけれども、第4回までは公開で、水道事業の仕組みとか施設見学とか、そういったものを審議というか、状況についての説明でございました。第5回につきましては、料金の最初の案ということで、委員長からは通常は非公開が多いということで、委員の皆様にご諮って非公開ということになった経緯がございます。

それから、事務局提案の値上げ率17.91でございますけれども、この値上げ幅につきましては、あくまでも審議会で審議していただいた値上げ率を最終的には管理者へ答申をして、その後各首長の判断により決定していくものと考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 議長、あと5分ございますか。この審議会の中身についても、私はやっぱり

運営がおかしいなというふうに思っているという思いだけを伝えておきたいと思います。

最後の5番なのですけれども、この出資債の金額についてなのですが、もう既にわかっているはずです。昨年もそうなのですけれども、2月の予算が通るまでは明らかにできないって、こういうふうにおっしゃっているのですけれども、では各市町の担当者にも一切知らせないのか、担当者には知らせるけれども、議員には知らせないのか、そこはどうなのですか。それぞれのこの予算編成では、金額がわかっていなければ予算も組めないわけですから、秘密にしておく必要なんてどこにもないというふうに思うわけです。もちろん2月議会が終わるまでは、各市町の担当者にも一切漏らしませんというのならば、これはそういうこともあるかと思うのですけれども、各市町の担当者には知らせず、外部に言うなという口どめをしておきます、議員にも言うなと。ここにいる私たちにも一切明らかにしないというのは、おかしいのではないですか。というふうに思いますので、ぜひわかっていることなのですから、あらかじめお知らせをいただくように求めますが、いかがでしょうか。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの出資債の金額についてご説明いたしましたけれども、当初予算を現在策定をしておりますので、まだ箇所づけとか、そういったものは決まっております。大分予算も膨らんでおりますので、どの部分を優先的にやるかということで、それに伴って出資債を各市町にお願いする金額についてもまだ決まっていないという状況で、これから先ほど申し上げましたとおり12月の初めに正副管理者の予算査定を受けて、そこで初めて予算が固まって、各市町の担当者へ説明を行う予定でありますので、予算書ができ上がるのが年明けになるかと思っておりますので、議会に上程をするまでは出資債についてはお示しできないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） やっぱりおかしいのです。予算編成をした段階で、このぐらいの出資債を求めますというふうに言われなければ、私たちわからないでしょう。もっと厳密に言えば、予算案が可決されるまでは、それが現実に予算として通るか通らないかってわからないわけだから、いつまでも言えないなんていうことはおかしい。予算編成した段階で議員の皆さんにはお知らせしますと、少なくともこのぐらいは私はあってしかるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 出浦議員の再質問についてお答えさせていただきます。

先ほど局長から、予算の策定時の部分の内容で、来年度予算につきましてはまだ全ての内容の部

分が把握できていないというのが現状でございますので、あくまで最終的に2月の予算に上程した後、公開させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） ありがとうございます。

終わります。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浅海忠議員。

（8番 浅海 忠議員登壇）

8番（浅海 忠議員） 皆さん、こんにちは。秩父市議会の浅海忠でございます。傍聴者の皆さんには長時間大変ご苦労さまでございます。

時間も大分経過しておりますので、簡潔に質問をさせていただきたいと思っておりますが、秩父地域、台風19号のお話がありました。本当に被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。秩父地域、大変お祭りが多いところ、また秋のイベントも各地で非常に盛会に開催されて、特に小鹿野町では共同芸能祭ということで、森町長を初め、本当にご活躍をいただきましてご苦労さまでございました。また、各市町の町長さん、本当に大変ご苦労さまでした。テレビやマスコミにも数多く取り上げられて、秩父地域がワンチームとして活性化していくことを願いまして、一般質問をさせていただきます。

1、働き方改革と職員の管理について伺います。政府が一億総活躍社会の実現として働き方改革を掲げ、少子高齢化によって日本の人口が減少していく中でも、50年後も今と同じ1億人の人口を保つために、職場、家庭、社会と、あらゆる環境で生きている全ての人が活躍し、人口減少を食い止める社会の実現を目指すとしています。少子高齢化が進むと、日本の総人口はどんどん減少し、分母が減れば当然現役働き世代も減っていきます。日本全体の労働力不足につながり、労働力が不足すれば日本経済は減少、縮小し、停滞します。

一億総活躍社会の実現は、将来の労働力を確保するため、政府が掲げた3つの政策、女性や高齢者の社会進出促進により働き手をふやす、出生率を上げて将来の労働力のもととなる人口をふやす、労働生産性を上げるであります。この3つの政策をまとめたのが働き方改革となっております。働き方改革は、9つのテーマから構成されていますが、ここでは詳細については割愛いたします。

そこで（1）、消防職員の適正人員について伺います。2月議会においても質問を行いました。現在の消防職員170名と再任用6名の176名と聞いていますが、今議会定例監査資料にも詳細が掲載されておりました。各部署における適正人員は何名と考えているのか伺うものであります。

（2）、女性職員の適正な配置計画は。一億総活躍社会実現の鍵となっているのが女性です。未来の日本の働き手を確保するには、女性が安心して子供を産み、育てられる社会でなければいけま

せん。妊娠、出産をするのは女性にしかできませんので、大前提である女性の妊娠、出産なくして出生率の向上はあり得ません。結婚や妊娠、出産、介護や配偶者の転勤に伴う転居など、外的要因での離職率も女性は高くなっています。やむを得ない理由で離職しても、今度は復職が難しい現状であります。女性の社会復帰なくして労働力の確保はできません。自分自身も働き手になる、そして未来の働き手を生み出す両方の役割が女性にかかっています。秩父消防においても5名の女性消防士が勤務していると思いますが、適正な職場と対応について何うものであります。

(3)、交代勤務体制と日勤者との役割分担。救急や消防業務の担当者は24時間の交代勤務であります。1部、2部の構成で24時間365日業務に当たられています。また、分署長など日勤の勤務者で構成され、職務に当たられています。日ごろから訓練に励む職員も生身の人間であり、スーパーマンではありません。インフルエンザや急病等で職務を休むこともあります。そのようなときには、日勤者が当職業務に当たり、翌日は夜勤明けとなり、日勤業務は休みとなります。日勤者には日勤者の業務がありますから、その業務は当然停滞します。

そこで提案ですが、本署の管理指導課とかに機動的な職員を配置して、スーパーサブ的なユーティリティープレイヤーとして各部署の応援業務ができれば、各部署の業務をスムーズに行うことができると思いますが、いかがでしょうか。増員していく職員数も最小限で済むと思いますが、いかがでしょうか。

再任用の職員についても伺います。定年退職後の再任用制度の採用で、現在は6名が採用勤務されています。今後の再任用職員人数の見込み数と適正な職務の配置について伺います。

壇上からは以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 消防長。

(小林幸一消防長登壇)

小林幸一消防長 浅海議員からの働き方改革と職員の管理についてお答えをいたします。

初めに、(1)の消防職員の適正人員についてですが、国で指針として示しているものに消防力の整備指針があります。地域の実情に即して整備することを前提とした上で、目標とすべき消防力の整備水準を示したものです。この指針では、職員数の基準として、車両台数に対する人員、通信員、防火対象物の数や危険物施設の規模に基づく予防要員、そして事務要員の合計で、この指針で算出されます消防職員数は202人が基準となります。この算定基準では、職員1人が年間20日間の休暇を取得することが前提として計算されておりますので、秩父消防本部の実員数170人とはかけ離れた数字となっております。平成30年度の消防本部の年次休暇取得日数の平均は10.9日で、埼玉県全体では平均的な取得日数となっております。

職員採用計画につきましては、現在女性消防職員が5名おりますが、3名が結婚し、出産から長期休暇が見込まれることから、正副管理者並びに各理事のご理解をいただきまして、定年退職者と同数に加え、1名を増員しての採用を認めていただいているところでございます。今後も現在の消

防力を維持するためにも継続してお願いをさせていただきたいと思っております。

次に、(2)の女性職員の適正な配置計画についてですが、当消防本部では5名採用されておりますが、国では女性消防職員の目標数を職員全体数の5%と定めております。したがって、当消防本部では8名が目標数ということになります。今後この目標数に近づくよう取り組んでいきたいというふうに考えております。現在現場活動に当たっている女性職員は3名おりますが、消防活動を行うに当たりまして、重量物を取り扱う業務や有毒ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務につきましては制限をされております。消防業務を行うに当たりまして、このような制限があることを考慮し、対応しているところでございます。女性消防職員の場合、結婚後の環境変化により現場活動は適さない場合がございますので、状況の変化に応じて適切に配置を考えていきたいと思っております。

次に、(3)の交代勤務体制と日勤者との役割分担についてですが、交代制勤務では24時間の2交代制で、各種の災害出場に当たり、日勤者はそれぞれの所属で所管する事務をとっております。交代制勤務では、車両運用や資機材の操作について人員が必要なことから、所属ごとに1当務当たりの当直人員を定めております。しかしながら、場合によっては急な休暇が必要となる場合もございますので、週休の変更や各所属の日勤者が当直することで現在対応しております。先ほど指摘がありましたとおり、今後インフルエンザ等により複数の職員が同時に休暇となる場合も考えられますので、日勤者の中から当直のできる体制を整えていく必要があると考えております。

また、再任用職員についてなのですが、現在の人員構成で定年退職者が全員再任用を希望した場合、平成8年には17人という人数が見込まれております。体力的な問題もあるため、現場活動を行うということは難しいと考えますが、火災予防査察や救急講習など、そういった専門に担当する部署の組織づくりも検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

(何事か言う人あり)

小林幸一消防長 済みません。訂正させていただきます。平成ではなくて令和でお願いいたします。

大変失礼しました。

議長(宮原睦夫議員) 8番、浅海忠議員。

8番(浅海 忠議員) 浅海です。消防長には丁寧な答弁ありがとうございました。

2月のときも聞いて、女性職員に対する増員については、正副管理者また理事者とよく相談し、また理解も得ていくのだということで、お話を聞いたら1名ずつ増員をしていくというお話も伺いました。やはり職場で、今特に女性職員採用しているわけですから、そういった環境を整えていただきながら、働きやすい場をつくってもらえればよろしいかなというふうに思います。

そういった中で、先ほど言われてちょっとお話ししたいいわゆる急病ややるべきことがあって休む、そういった職員がいたときに、ユーティリティーに応援していく、なかなか日勤者、現場で

話したとき聞いたことがあるのですけれども、当然日勤者には日勤者の仕事があるわけですから、当直に当たられると、次の日が明けで休みになってしまう。限られた人数でやっているわけですから、しわ寄せが来るのは、どこかに必ずしわ寄せは行くと思うのですけれども、これが常態化をしたりすると、働き方の改革をする中ではやっぱり職員にストレスがたまり、いい勤務ができないという形になってくると思います。そういったものを踏まえて、ぜひ環境を整備していくということで努力をしていただきたいと思います。

先ほど年次有給休暇20日間をとると、要するにとるような体制をつくと202人必要。そうすると、今の体制からいって30名増員するということは、これは非常に数的にも難しいと思います。そういった中で、最小限の人員を増員する中で、そういったフォローをしていく、またそういった形がとれば私はいいのかなというふうに思って、先ほどのようないわゆる機動的な、ユーティリティーなバックアップをする職員を本署に手当てしておいて、各部署また分署のバックアップ体制できればいいのかなというふうに思っています。

そういったところで、再任用の職員、最高で17名になる可能性もあるというのと、逆に思ったのが消防本部、消防署の中のいわゆる職域の中だけで、将来職員を賄うと言うとおかしいのですけれども、配置ができるかどうか。そうしたときには、秩父広域市町村圏組合として各部署、今であれば水道局もありますし、火葬場またクリーンセンター等の業務もあります。そういったところに再任用の職員として配置を考えていくというようなことは将来的に考えがあるのかどうか伺うものであります。

議長（宮原睦夫議員） 事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 再質問にお答えさせていただきます。

今の浅海議員から言われたようなことにつきましては、もう今現在検討事項というような形で考えていかななくてはいけないというふうな形で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） ありがとうございます。

それでは、最後ですので、そういった中、ぜひ管理者また理事者には、前回は管理者にも答弁していただいた中で、先ほど水道のときにもありましたマンパワー、やっぱり人が仕事をしていくということで、それもいかに職員をきちんと育成していくかということが課題になっていると思います。病院もそうだと思います。そういったことにおいて、管理者から職員の育成、またそういったことに対しての思いをいただいて私の質問を終わりたいと思います。

議長（宮原睦夫議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 まさしくそこが一番大切なことだと思います。やはり職員教育というのは、この新しい時代を乗り越えていくにおいては、きちんとした自分なりのモチベーションを高めて、そしてまたいろいろなキャリアを重ねて、そしてそれぞれの方々がその業務を専門的に、また確実に的確に行えるという、そういうところで進まなければいけないし、我々広域を預かる者としても、それをきちんと支えるような形でやっていくということが一番重要だというふうに思います。今議員さんからのお話を聞きながら、そういう中で、今消防では消防庁に1人職員を派遣しております。これは、前私の同級生だった消防庁長官だった坂本様が、キャリアアップで国のほうで研修させてくれないかということで、実際それに送り込んで、3名ぐらいだった、2名……

(何事か言う人あり)

久喜邦康管理者 2人目です。年に1回会いに行くのですけれども、そういう形で、全国の消防現場を回れるということもありますし、また先ほどの黒澤議員の話ではないのですけれども、医療関係でもそうだと思いますし、そのような方がしっかり教育できるような形は環境をつくっていきたい、それとともに予算をしっかりとそこに配分もかける必要があればやらなければいけないと、そういう思いであります。

以上です。

議長(宮原睦夫議員) 8番、浅海忠議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時56分

議長(宮原睦夫議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(宮原睦夫議員) これより議案審議に入ります。

議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 議案第16号 専決処分についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。これは、台風19号による被害を受けた別所浄水場ほか各施

設の復旧及び更新に係る経費を早急に対応する必要があることから、令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）を令和元年10月15日付専決処分させていただくものでございます。

次に、議案書の3ページをごらんください。補正予算の内容につきましては、第2回補正予算に伴う消費税及び地方消費税還付金の追加計上及び台風19号による被害を受けた別所浄水場ほか各施設の復旧及び更新に係る経費の計上で、必要となった収益的支出の追加計上及び建設改良工事の追加計上により、収入、支出見込み額の見直しを行うものでございます。

1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち（4）、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営業外収益でございますが、3,173万6,000円を増額するものでございまして、第2回補正予算に伴う建設改良費の追加計上による消費税及び地方消費税還付金増額分を補正するものでございます。

次に、収益的支出の第1款第1項営業費用でございますが、2億7,850万円を増額するものでございまして、台風19号で被害を受けた施設の復旧、更新に係る費用といたしまして、別所浄水場土砂撤去業務委託、別所浄水場活性炭注入装置修繕など増額補正するものでございます。

次に、第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段でございます資本的支出第1款第1項建設改良費でございますが、7,150万円を増額するものでございまして、大血川浄水場導水管、配水管路復旧工事のほか、市道崩落に伴う送配水管災害復旧工事に伴う建設改良費の増額分等を補正するものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。

今説明を聞いていてわかりました。これは、台風19号で水道の浄水場と、それから大血川という話が出ましたけれども、それは急いでいたからこういうことになったと。これについては、激甚災害に指定されているこの地域として、この辺についての国や県の補助というのはどうなのですか。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 山中議員のご質問にお答えします。

厚生労働省のほうに行ってみまして、普通の災害か激甚災害かということでお話を伺ったところ、秩父地域水道施設については激甚災害ですということ報告を伺っております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。

わかりました。そうすると、これも対象になるということで確認させていただきますけれども、これが聞きたかったのです。そういう言葉をね。一応これとって、早急にしなければならない事業なので、専決処分したのだけれども、これも含めて激甚災害に指定されているので、国の補助もあるよということで受け取っていいのですね。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 山中議員のご質問にお答えいたします。

現在仮復旧ということで工事を進めておりまして、今後これから災害査定を受けますので、その中でどの範囲が認められるかというのはまだ不明なところがございますので、年明けの2月、3月に査定を受けた中で、どの部分が災害の対象となるかが決定するものでございます。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 委託料についてであります。建設改良とかというと、契約に関して、議会にも1億5,000万円を超えると、中身のみでいいのですが、なかなか委託というのに対して聞くところがないので、あえて今回原水の委託料ということで2億1,540万円が計上されています。これについて、まず原水と配水の区分け、どこのところが境になっているかというふうな点が1点であります。

次に、この委託料について、別所浄水場の更新計画ということでありますが、これは委託料が1つの委託料なのだけか、あるいは幾つなのか、いつ発注して、いつまでの契約になっていて、成果品というのはいつ出てくるかについての質問です。よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

田村政雄水道局技監 浅見議員の質問にお答えします。

原水、浄水の区分けということですが、浄水場までのことを基本的には原水、そこから出たものについては配水ということで考えております。

それから、委託の件につきましてですが、現在仮というのですか、請書みたいな形でやりとりは、現在土砂撤去等はやっているのですけれども、結果については現在進行中で、終わりがまだはっきりしていないところでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 浅見議員。

10番（浅見裕彦議員） 原水と配水の区分けというのがありました。県では浄水配水、原水配水をどう分けるかというのと、沈殿池、ろ過池があって、送水ポンプ以降が配水というふうに仕分けしているのですけれども、広域では取水施設から入ってくるまでを原水とやっているか、もう一回確認です。沈殿池とかあるいはろ過池は原水に入らないか入るかということですので、再度伺います。よろしくをお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

田村政雄水道局技監 浅見議員にお答えします。

たびたび済みません。取水から入りまして、浄水場内、沈殿池、ろ過池、全て原水浄水費で行っております。浄水池を出た後については給水配水と、基本的にはそのような考えで動いております。以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。

今の浅見議員の質問にちょっと関連があるのですけれども、浄水施設関連工事4,150万円、それから配水施設関連工事3,000万円となっていますけれども、これは専決は専決で私いいと思うのです。速やかに直さなくてはなのために、それがよかったというふうに思うのですけれども、この工事内容について少し教えていただけますか。もしかすると工事内容がはっきりわからないうちに、とりあえず土砂撤去などをしなくてはだから、工事だけ進んだかというようなこともあろうかなと思うのですけれども、どういう工事なのか、まず、お願いします。

それから、配水施設の関連工事にかかわってなのですが、秩父市の市道の部分もあると思うのです。ですから、そこをどういうすみ分けというか、どこまでが水道局でやって、どこまでは秩父市がやるかとかって、そういうことも考える必要があるかなと思うのですけれども、その点についてお伺いします。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 出浦議員のご質問について、工事名称についてお答えさせていただきます。

まず、原水及び浄水施設費の工事請負費ですが、全体で7本ございまして、合計4,150万円です。内訳は、安谷川浄水場取水場減圧井導水管修繕工事900万円、安谷川浄水場導水管仮設工事200万円、安谷川浄水場サンプリングポンプ取替修繕150万円、大血川浄水場導水管仮設工事100万円、大血川浄水場導水管配水管路復旧工事2,000万円、三峰浄水場取水場導水管路修繕工事500万円、南浄水場護岸修繕工事300万円、以上合計で4,150万円です。

また、配水及び給水施設費の中の工事請負費は2本ございまして、合計で3,000万円です。まず、市道幹線67号線送配水管災害復旧工事2,000万円、市道幹線61号線配水管災害復旧工事1,000万円、以上の内容でございます。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 出浦議員の質問にお答えいたします。

市道の中の水道の工事分でございますが、市道が災害で崩落等をして水道管が露出してしまったところは、仮設から本復旧まで管の部分だけが水道局の工事になります。水道が単独で市道を掘るようなところは、その市道部分も含めて水道の工事ということですみ分けをしております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 出浦議員、よろしいですか。

16番（出浦正夫議員） はい、わかりました。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第16号は承認することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

(関根健夫会計管理者登壇)

関根健夫会計管理者 議案第17号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。平成30年度一般会計歳入歳出決算一覧表をごらんください。一番上に記載がございます。歳入額は38億7,046万2,254円、歳出額は36億1,525万8,779円でございます。歳入から歳出を差し引いた差し引き残額は2億5,520万3,475円となっており、全額令和元年度へ繰り越すもので、実質収支額も同額でございます。平成29年度と比較いたしますと、歳入額は5億6,660万5,979円の増額、歳出額も6億8,283万6,356円の増額となっております。歳入歳出がともに増額となった要因といたしましては、主に高機能消防指令センター総合整備事業と災害対応特殊はしご付消防自動車購入によるものが挙げられ、そのための財源として起債、借入金による歳入増と、この2つの経費の支払いによる歳出増が主なものでございます。

次に、8、9ページをお開き願います。一般会計の決算事項別明細書の歳入に係る部分でございます。数字につきましては、収入済額または備考欄をご説明申し上げます。第1款分担金及び負担金26億4,503万2,000円につきましては、全額市町の負担金で、歳入決算額に占める割合は68.34%でございます。この負担金につきましては、組合を構成する市町から組合規約に定められている負担区分に従いまして、年3回に分けて納めていただいているものでございます。

10、11ページをお開き願います。第5目消防費負担金の備考欄にございます繰越明許費分1億706万6,000円は、高機能消防指令センター総合整備事業分でございます。

次に、第6目特別負担金の備考欄にございます地方交付税算入分の清掃費14万8,000円は、クリーンセンター建設に伴います起債償還額に対する普通交付税算入部分を秩父市を經由して特別負担金として受け入れているものでございます。

その下に記載のございますちちぶ定住自立圏分595万2,000円は、ちちぶ定住自立圏構想の事業の一環として救急車機能向上整備等のため、こちらも秩父市を經由して受け入れたものでございます。

第2款使用料及び手数料の収入済額は2億8,164万7,420円で、前年度と比較して58万4,550円の増でございます。

第3款国庫支出金1,142万6,000円は、緊急消防援助隊の災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の整備のため、国庫補助金を受けたものでございます。

第4款財産収入は188万2,202円でございます。

12、13ページをお開き願います。第5款繰越金は2億6,436万7,852円でございます。

その下にございます第6款諸収入1億2,290万6,780円のうち第2項雑入は1億2,277万3,768円でございます。これの主なもの、秩父クリーンセンター売電収入の7,383万63円と秩父環境衛生

センター及び秩父クリーンセンターの有価物売却代の4,427万7,086円でございます。この2つが諸収入の96%を占めております。

秩父クリーンセンターにおける平成30年度の発電実績は、発電設備を年間347日運転し、1,016万2,750キロワットアワーの発電をいたしました。このうち所内で使用した電力量を除いたものが売電収入となっております。

14、15ページをお開き願います。第7款組合債5億4,320万円は、平成29年度からの繰り越し事業である高機能消防指令センター整備工事とその施工監理に係る起債分に加え、災害対応特殊はしご付消防自動車と災害対応特殊救急自動車の購入に際し借り入れたものでございます。

歳入合計は、予算現額38億4,696万5,000円、調定額38億7,053万4,754円でございます。収入済額は38億7,046万2,254円、収入未済額は7万2,500円でございます。この収入未済額の7万2,500円は、指定ごみ袋手数料に係るものでございまして、本年6月4日には全額納入されております。

続きまして、歳出について申し上げます。16、17ページをお開き願います。数字は、支出済額でご説明を申し上げます。第1款議会費270万8,133円につきましては、議員報酬及び定例会、臨時会の会議録調整業務委託料並びに調査旅費などが主なものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億1,380万2,139円でございます。このうち職員11名分の人件費、給料、職員手当等、共済費の合計は8,669万7,101円でございます。

18、19ページの下段をごらんください。第2項監査委員費の18万6,992円は、主に例月出納検査、決算審査、定例監査に係る監査委員報酬でございます。

その下の第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費の4,847万9,808円は、介護認定審査会業務に係る経費で、第1節報酬1,277万8,000円につきましては、審査会委員の審査会、研修会の報酬でございます。

20、21ページ上段をごらんください。給料、職員手当等、共済費は、職員4名分の人件費で、合計2,630万4,364円でございます。

続きまして、第2目自立支援審査会費1,064万7,684円は、審査会委員報酬及び職員1名分の人件費等でございます。

下段でございます第4款衛生費、第1項第1目結核予防費1,866万442円の主なものは、圏域住民など7,476人分の撮影業務委託料及び読影業務委託料でございます。

22、23ページ上段をごらんください。第2目循環器検診費、第13節委託料674万6,760円は、圏域市町の小学生及び中学生を対象とした心臓検診業務委託料でございます。

第3目救急医療施設費、第13節委託料2,037万4,200円は、初期救急体制確保のため、秩父郡市医師会に業務委託をしたものでございます。

第19節負担金、補助及び交付金3,504万円は、二次救急における病院群輪番制の秩父病院と秩父市立病院、皆野病院の3病院への運営事業補助金でございます。

第4目斎場費は7,662万4,968円でございます。斎場業務担当職員4名分に係る人件費は、合計で2,854万6,556円でございます。

第13節委託料2,442万466円の主なものは、火葬炉メーカーである太陽築炉工業株式会社への火葬炉運転業務委託料1,620万円を支出したものでございます。

24、25ページをごらんください。第2項清掃費、第1目清掃総務費は5,752万8,950円でございます。主なものは11節需用費、消耗品費のうち、有料指定ごみ袋の製作購入費3,413万8,260円及び第13節委託料の廃棄物処理手数料収納業務委託料1,917万7,814円でございます。この廃棄物処理手数料収納業務委託料は、有料指定ごみ袋の販売店に対し、額面金額の13%を販売取り扱い委託料として支払うものでございます。

第2目クリーンセンター費は5億1,367万6,162円となっており、このうち職員5名分に係る人件費は4,534万145円でございます。

26、27ページ下段、第13節委託料をごらんください。委託料3億6,429万7,317円の主なものは、クリーンセンター運転管理業務委託料、各設備機器点検整備業務委託料及び28、29ページに移りまして、焼却灰再資源化処理業務委託料、ばいじん等資源化業務委託料等でございます。

28、29ページ下段をごらんください。第3目環境衛生センター費は1億5,598万4,746円でございます。このうち職員4名分に係る人件費は3,537万4,184円でございます。

30、31ページをお開き願います。この環境衛生センター費、第13節委託料の主なものは、廃棄物受け入れ管理資源化業務委託料8,488万8,000円でございます。これは、秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、資源の再利用を図りながら埋め立て量を極力少なくしているものでございます。

第4目廃棄物収集費1億8,792万円の収集業務委託料につきましては、合併前の旧秩父市分と旧町村分に分けて2業者へ業務委託をしているものでございます。

32、33ページをお開き願います。第5款消防費は20億9,912万6,049円でございます。このうち人件費は職員174名分で、12億7,490万1,645円でございます。消防費の60.7%を占めております。

第13節委託料2,392万2,513円の主なものといたしましては、本部庁舎建築物環境衛生管理等業務委託料302万4,000円と、34、35ページに移りまして、消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料972万円がでございます。

第15節工事請負費4億3,330万6,800円のうち備考欄に記載されている高機能消防指令センター総合整備事業4億2,660万円は、平成30年7月1日より本格運用を開始した最新鋭の指令システムの整備工事費用でございます。この最新鋭システムの導入により、消防通信指令管制業務をより迅速に、かつ的確に処理することが可能となり、現場到着時間の短縮や大規模災害への対応など、災害等の現場活動をさらに支援することを可能といたしました。

第18節備品購入費2億7,033万7,096円でございます。備考欄の災害対応特殊はしご付消防自動車

2億3,198万4,000円につきましては、昭和63年12月に整備したはしご車が30年経過したため、更新整備したものでございます。

その下にございます災害対応特殊救急自動車1,701万円は、国庫補助を受けて購入し、北分署へ配置いたしました。

次の警防用備品1,770万4,468円には、ちちぶ定住自立圏構想に基づく救急車の機能向上事業として整備した携帯型モニタリング機能つき除細動器1台と搬送用人工呼吸器1台、さらに全脊柱固定器具2台の購入費用の合計512万9,892円が含まれております。

第19節負担金、補助及び交付金808万7,990円の主なものは、救急救命士研修負担金386万3,000円でございます。この中には定住自立圏構想に基づく気管挿管認定救急救命士養成事業として、ビデオ喉頭鏡追加講習と処理拡大追加講習費用が含まれております。

36、37ページに移りまして、第6款公債費は2億6,766万4,714円、続く第7款諸支出金は177円で、利子相当額を公共施設整備基金に積み立てを行ったものでございます。

第8款予備費でございますが、備考欄に2款1項1目13節へ充当とありますが、一般管理費の委託料において地方公会計財務処理作成支援業務委託を必要としたため、予備費から充当したものでございます。

歳出合計は36億1,525万8,779円でございます。

以上が平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。なお、この決算につきましては、組合監査委員の審査を受け、決算審査意見書をいただいているところでございます。主要な施策の成果報告書と合わせてご提出申し上げます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。4点ほど質問させていただきます。

秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算書より、まず初めに1点目は、18、19ページ、2款1項1目13節情報セキュリティ強化対策事業業務委託料465万8,040円ということで、昨年度の同じ業務委託料に比べまして258万円、約倍になっているのですけれども、その理由を教えてください。

それから2点目、22ページ、23ページ、4款1項3目19節病院群輪番制病院運営事業補助金、負担金、補助及び交付金ということで3,504万円、過去にもお伺いしたと思うのですけれども、昨年度比8万円ふえていたと思うのです。過去の質問では、二次救急輪番病院の減少と併せて、1日の手当てが8万円だったように記憶をしております。それを増額していく方向でというようなイメージを私自身は持っていたわけですが、いわゆる輪番制をやっている病院さんが、非常にそのお金では大変なので、それを上げていく方向だというイメージを私は思っていたのですけれども、実際に

決算を見ますと、昨年度より8万円しか増額されていないということで、その辺の考え方についてもう一度確認をさせていただければと思います。

3点目、32ページ、33ページ、5款1項1目3節の時間外勤務手当、消防の関係ですけれども、職員手当等ということで、2,487万6,593円、昨年度比で53万円ふえております。消防に関する特別勤務手当、時間外勤務手当ですから、常備消防といいますと、その年々の有事によって特別勤務というか、時間外勤務が発生するのではないかというふうに普通は思われるのですけれども、決算を見ますと昨年度と53万円しか変わっていないということで、毎年同じような有事しかないのかなというふうなちょっと記憶というか、思っています、この決算額における変化率が余りない理由についてお伺いをさせていただきます。

最後4点目なのですけれども、34、35ページ、5款1項1目13節救急隊員に対する指示委託料50万円、救急隊員に対する指示委託料って聞きなれないというか、多分昨年度はなかった委託料なのだと思うのですけれども、この50万円につきまして、この委託料の内訳を教えてください。

以上4点です。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 私のほうからは、決算書の18、19ページの一般管理費委託料、情報セキュリティ強化対策業務委託料について回答させていただきます。

この情報セキュリティ強化対策業務委託料につきましては、今まで組合では行政専用のネットワークであるL G W A N系、それから情報系、いわゆるインターネット系の2つのネットワークを共有した形で運用しておりましたが、総務省が進めます情報セキュリティ強化対策事業に伴いまして、国、それから県の指導によりまして、この2つのネットワークを完全に分離したものでございます。この事業について29年度、それから30年度の2カ年で実施をさせていただきました。29年度に対し、委託料が258万円程度増額になった理由につきましては、29年度には完全分離のための設定変更の準備作業、主にネットワーク機器の設定変更ですとか、あとはL A N配線の作業等、基本的な業務を進めさせていただきました。

これに対しまして30年度においては、新たにL G W A N系のサーバーを構築するとともに、L G W A N系、それから情報系の完全分離作業、あと端末の設定等を行ったことから、決算額で465万8,040円、前年度に対しまして258万2,280円の増額となったものでございます。

なお、本事業につきましては、今回の分離作業を終えたことによりまして終了いたしましたものでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 福祉保健課長。

（内山昭男事務局次長兼福祉保健課長兼会計課長登壇）

内山昭男事務局次長兼福祉保健課長兼会計課長 黒澤議員のご質問の決算書23ページ、救急医療施設費の病院群輪番制病院運営事業補助金の関係ですが、昨年度は8万円というもので、この値上げというのではなく、この8万円につきましては昨年度より休日が1日多く、438日分の補助金分でございます。

次に、値上げという考えということですが、病院群輪番制は現在3病院で対応しておりまして、その運営に対して1日8万円の補助を行っております。この8万円の額は、平成22年度から小鹿野中央病院が輪番を辞退することとなったときに、運営に必要な経費に対し補助額を多少でも増額し、円滑な運営が維持できるよう関係機関及び議会でご了解いただき、その当時7万1,040円から8万円とした経緯がございます。現時点では、輪番病院からの値上げ等の要望もございません。事務局でも値上げの見直しは検討をしております。負担金にも影響がございますので、今後病院、市町や関係団体との補助金の見直しについての必要性が生じた場合には検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 総務課長。

（町田 進専門員兼総務課長登壇）

町田 進専門員兼総務課長 黒澤議員のご質問にお答えします。

時間外勤務手当の決算額における変化率が余りない理由につきましては、秩父広域市町村圏組合管内における平成30年度の災害出場件数が平成29年度に比べ火災出場件数が1件減少、救助出場件数が2件増加とほぼ横ばいの件数で、救急出場件数が172件減少となっております。前年度比約53万円増の決算額の要因は、救急出場件数の減少に対し、長時間となった現場活動が火災及び救急事案にあったためと思われます。なお、災害出場以外の一般業務に係る時間外勤務は、毎年度ほぼ同じ業務に関するもので、平成30年度についても決算額における変化率に大きく影響を与えるものではありませんでした。

当初予算は、過年度の予算執行状況を精査し計上していますが、時間外勤務手当の予算内執行については、消防業務における時間外勤務の性質上困難でもあり、平成30年度につきましては補正予算を計上させて対応しております。議会のご理解を賜り、補正予算の計上をさせていただき対応することが実情であります。今後とも引き続きご理解をいただきたいと存じますので、お願いいたします。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 警防課長。

（小茂田 浩専門員兼警防課長登壇）

小茂田 浩専門員兼警防課長 黒澤秀之議員の救急隊員に対する指示等委託料についてご質問にお答えいたします。

秩父消防本部に所属する救急救命士、救急隊員が救急処置を行うに当たり、医師から受ける指示、指導、助言に関する委託契約を締結するものでございます。救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ厚生労働省令に定める救急救命処置を行うことができません。心肺停止状態にある者に対する静脈路確保のための輸液、気道確保、薬剤投与、また平成26年4月1日からは規則の改正に伴い、心肺停止前の重度傷病者にあつてショック等が疑われる者には、静脈路確保及び輸液、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が認められ、救急現場や救急車内から電話によるオンラインで医師へ傷病者の状況を提供し、直接指導等を受けるものです。当該委託料は、管内の救急告示5病院とそれぞれ年額10万円、計50万円で委託契約を交わしております。

なお、新規ではとの問いがありましたが、これは毎年の継続事務でございますので、ご承知おきください。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） よろしいですか。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 決算意見書、それから成果報告書、決算書とありますが、一括提案だったので、ちょっと項目が多くなりますが、よろしく願います。

初めに、決算意見書についてであります。決算意見書の6ページになりますが、これで発電電力量、先ほどの説明は1,016万2,750キロワットアワーというふうに聞いたのですが、ここで1,016万キロワットアワーということの発電電力量になっています。増加したけれども、固定価格買い取り制度によるバイオマス比率が前年度と比べ低下したことによる売却単価の減少とあります。私も不勉強で申しわけない、このところのバイオマス比率が前年度に比べ低下したことによる売却単価はどうしてこうなるのかについての説明を求めるものが1点であります。

次に、12ページであります。ここで意見が出されています。その中で、下段のほうに本組合はということで、住民の日常生活を支えるためということで、適切な保守、点検、修理、あるいは取得、更新が必要だと。組合市町の負担を少しでも軽減するため、自主財源の確保に努めることが大切と思われるということなので、自主財源、有価物の売却収入や、あるいは売電収入というのが主な点というふうに説明がありました。このほかにどんな方法を用いながら自主財源の確保ができるのかというような点の考えがありましたら、説明を求めるものであります。

次に、その下段であります。昨年と同じ文章ということであります。私は、昨年いみせんでしたので、今年度組合市町と協議を重ねるとともに、住民とのよりよい協力関係を維持して、他地域の一部事務組合や市等との情報交換、連携によって進めていきます。住民とのよりよい関係ということで、具体的な点では方策、どんな点があるかということについてが3点目であります。

次に、主要施策の成果報告書であります。こちらは11ページ、ここで12番として、一番上にストレスチェックというふうなのがあります。義務づけられているので、こういうものを含め、なる

べくストレスを起こさない、あるいは病気にならないということでの事前チェックを含めて必要だというふうに思います。これについての利用状況、なかなかこれはつかんでいないと言っているか、どうかは個人情報ということもあたりしながら、その利用状況がどうなっているかについての説明をよろしくをお願いします。

次に、12ページになります。情報公開の関係であります。ここで情報公開の状況の中で、非公開が1というふうな点が出されています。これについて、管理者1、それから水道局1とありますが、どのような案件であったのかについて説明してください。

次に、22ページであります。22ページ、一番下の段です。その他の実施事項であります。秩父斎場の関係であります。円滑な業務運営をするため、関係する葬祭業者との意見交換を行ったというふうにあります。関係する葬祭業者はどの程度秩父にあって、どのような意見交換があるか、程度、回数と事業者の数、主な意見、この点がどうかというふうな点であります。

もう一点、28ページであります。ここで秩父クリーンセンターの焼却灰の放射能の測定値があります。ベクレルであらわされていますが、この中で飛灰の関係ですか、セシウム137についてであります。複合的にほとんど、60から70、90ってありますが、31年の1月8日は13.0というふうな点で検出がありました。他と比べて低い点に見られるのですが、ここはどういうふうに認識しているかについて伺うものであります。

次に、47ページであります。この中で、建築同意の関係であります。建築同意処理件数という形で見て、指導なしは30、指導ありが64ということで、合計94件あったわけですが、68.09%指導ありが占めているという点で、非常に多く感じられるのですが、このところはどういうためにこうなっているかについてであります。

次に、決算書についてであります。決算書の25ページの点であります。先ほど説明ありましたが、25ページでこの款項目が、保健衛生、斎場の13の委託料の関係であります。委託料で、火葬炉の運転業務委託料が計上されています。私、斎場に行ったときに、スイッチを入れたり、こうやっているのは直営職員かなというふうに思っていたところなので、これは先ほどの委託なのか、直営の職員というのは、どこまでをここで携わっているかについてであります。ぱっと見たときに、そのところにいたので、こういうふうな状況になっていますということについて伺うものであります。

最後、これが25と27ページになりますが、先ほどこれも説明あったところではありますが、清掃費の中の清掃総務費の需用費であります。消耗品費ということで、これが3,422万9,830円って計上されています。先ほど有料ごみ袋の製作というふうな点で、この消耗品等の関係、紙とかどうのこうのではなくて、有料ごみ袋のどうのこうのという説明だったというふうに思いますので、再度そのところをお願いします。

同じく27ページであります。これもクリーンセンターの需用費の関係であります。これの11の需用費であります。消耗品費3,548万4,694円ということで、非常に一般的に見て消耗品費、こう

いうふうなのかというような点でありますので、概要についてを伺うので、よろしくお願いします。

多岐にわたっていますが、よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 浅見議員からの質問に順次お答え申し上げます。

まず、決算意見書6ページ、バイオマス比率につきましては、前年度と比較しますと平均で8.565%減少しております。これは、固定価格買い取り制度によりまして売電をしている関係から、固定価格の買い取り価格では、1キロワット当たり18.36円の買い取り単価でございます。これ以外、非バイオマス分の電力平均買い取り価格につきましては、1キロワット当たり11.31円でございます。1キロワット当たりの買い取り単価の差が7.05円でございます。売電電力のうちバイオマス比率の割合が減少しますと、非バイオマス分11.31円の売電電力がふえ、固定買い取り価格18.36円の売電電力量が減りまして、結果収入の減少となるものでございます。

続きまして、決算意見書12ページの自主財源の確保に関する質問のうち、まずご質問の一つ、決算意見書中の自主財源の確保に努めることが大切であると監査委員よりご意見をいただいておりますが、どのような点に考慮し、財源確保をするのかにつきましては、平成30年度一般会計決算額において市町負担金への依存割合は約7割でございまして、当然のこととして、いかに市町の負担金への影響額を少なくできるかを職員一人一人が意識してあらゆる財源の確保に努める必要がある点が最重要ポイントであると常に考慮しております。

次に、有価物の売却収入や売電収入の他の方策につきましては、各事業において国庫補助金や県費補助金が活用できるか、あるいは助成金制度があるかなどを精査するとともに、地方債においても交付税措置がある地方債を活用するなど、常に市町への負担金の軽減策を考慮して財源の確保に努めてまいりたいと存じます。

なお、代表監査委員より使用料や手数料などへの消費税を考慮するとともに、制度改正に適正に対応することも必要であるとのことのご意見もいただいております。これらのご意見も含め財源確保を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、同じく決算意見書12ページ、住民とよりよい協力関係の維持の具体的方策につきましては、代表監査委員が常々よりよい関係の維持には、住民と本組合の意思疎通、いわゆる本組合の事務事業の内容をご理解いただき、協力してもらうことが大切とおっしゃられております。また、今回の定例監査の報告書でも管理者、理事を始め、議員の発信などを組合の広報紙や多様な情報伝達手段を多重的に活用し、住民の方々に本組合の理解を深め、協力していただくことが必要であると触れられております。さらに、本組合に関係するさまざまな情報、例えばごみの出し方や分別方法、断水や通常とは異なる水の異臭、施設などの被害状況、そして料金改定等、議会や住民への情報提供は労を惜しまず適時適切に行うべきであるとのことのご意見をいただいているところでございま

す。このような代表監査委員よりのご意見を少しずつ、一歩ずつ確実に進め、組合の事務事業を遂行する上で、必要な住民とのよりよい協力関係を築いてまいりたいと存じます。

続きまして、主要な施策の報告書でございます。まず、11ページ、ストレスチェックの使用状況についてお答えいたします。ストレスチェックにつきましては、事務局、消防本部及び水道局の全職員を対象に、平成28年度から実施をしております。ストレスチェックの結果は、職員個人に対して通知され、自身のストレス状況を把握することで、ストレスをためないように対処し、生活に生かしていくツールとして利用しております。また、組合に対しては、事務局、消防本部及び水道局の組織ごとのストレス状況の分析について報告を受けております。これは、仕事の負担と職場のサポートの状況からストレスの程度を数値で確認することができるもので、職場環境の改善等にも役立てているところでございます。

続きまして、12ページ、情報公開請求の非公開の案件についてでございます。水道局が所管します工事に関する5つの工事の金入り設計書に対し、情報公開請求がございました。この5つの工事ともまだ契約未締結であったことから、非公開としたものでございます。

続きまして、22ページの7、その他の事項のうち、円滑な業務運営を図るため、関係する葬祭業者との意見交換に関するご質問にお答えいたします。秩父斎場におきましては、利用される方のほとんどが葬祭業者を通じて利用されております。このため火葬業務、待合業務が円滑に運営できるよう、主に利用される秩父地域の登録葬祭業者を対象に、新斎場が本格稼働を開始した平成29年度から意見交換会を開催しております。意見交換会は、1年に1回程度を想定し、昨年度までに2回実施しております。参加業者は、第1回が11業者20名、第2回が10業者17名でございました。業者側からの主な意見でございますが、ひつぎの中に入れてはいけない副葬品の質問や待合室利用後の掃除の徹底を各業者にお願いしたいとの要望が出され、組合において回答、または業者の皆様へ組合からお願い等をさせていただいております。この後も定期的に葬祭業者との意見交換会を行うことで、斎場の業務が円滑に運営できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、28ページ、検体採取日が平成31年1月8日の飛灰セシウム137の分析結果が13.0と低いことについてお答えをいたします。搬入されます廃棄物の種類によって、ごみの焼却への影響は変動を受けることとなります。一概には言えないわけでございますが、放射性物質を含む廃棄物の焼却が少なかったことが要因ではないかと考えておるところでございます。

次に、決算書15ページ、火葬炉運転業務委託料についてでございます。新秩父斎場につきましては、建設に当たり公害の発生防止にすぐれた世界最高水準の火葬炉設備を導入しております。このため火葬炉の運転については、設備の性能を最大限発揮させるため、火葬炉メーカーに運転業務を委託しているところでございます。他の斎場においても多くの先進事例で設備のふぐあいや故障、災害時の対応等を考慮し、火葬炉メーカーや傘下の子会社に業務を委託しております。これによりまして、新秩父斎場においても施設の運用開始当初から火葬炉メーカーへ運転業務を委託しており

ます。なお、直営の職員につきましては、会葬者の案内や誘導等の業務を行っておるところでございます。

次に、決算書25ページ、清掃総務費、需用費、消耗品費3,422万9,830円の支出内容でございますが、このうちの99.73%に当たる3,413万8,260円は、有料指定ごみ袋の製作購入費でございます。その他の9万1,570円につきましては、参考図書の購入や職員の作業服貸与品の購入費等でございます。なお、有料指定ごみ袋の平成30年度の製作枚数及び購入単価につきましては、主要な施策の成果報告書23ページに記載がございますので、ごらんいただければと思います。

続いて、クリーンセンター費の消耗品費3,548万4,694円の支出内容といたしましては、薬品、油脂、事務用、庁用、プラント設備用、火格子等機械設備用、電気計装設備用と区分しております。このうち主となるものとしたしましては、焼却施設等に使用いたします薬品類の購入が2,202万2,278円で約62%でございます。そのうちの大半は、公害防止対策として排ガス処理用に使用いたしました高反応性消石灰と特殊助剤の購入費でございます。その他プラント設備、電気設備、火格子等の機械設備に係る定期的に交換が必要となる設備用消耗品等の購入費が約33%でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 予防課長。

（中畦立男専門員兼予防課長登壇）

中畦立男専門員兼予防課長 浅見議員の質問、主要な施策の成果報告書47ページ、建築同意で指導ありが68%と多く感じられるが、どういうことかとの質問にお答えをいたします。

消防で同意する際に、当該建築物、これは建築しようとしている建物が消防法等により消防用設備の設置が必要であったり、あるいは火災予防条例により防火対象物使用開始届の提出が必要な場合には、消防長名で交付する指示書によって設置や届け出を指示いたします。この場合を指導ありとして計上しております。一方で、指導なしとなる場合は、当該建築物が専用住宅や長屋など、消防設備の設置を要しない場合や火災予防条例からも届け出を必要としない場合には、指示書の交付もなく、指導なしとして計上しております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 再質問を2点お願いします。

1つは、この売電単価の関係であります。バイオマスの比率が上がってきたときに、こちらが下がりますよという形で、売電単価が18円36銭ということですが、発生電力と売電単価を引くと、私の計算では7円二十幾らになってしまうのですが、売電収入が幾ら、発生電力幾つというのは、それを割れば1キロワット当たり幾らというふうに出てくるのですが、そこのところの違いですか、下がりました。今回は幾らだったのかというところが、ちょっと私の計算が、ぱっぱとやってみたので、どうかという点なので、もう一度そこのところの、今年は売電が幾ら、発生電力量

がこれだけ、売電収入はこれだけ、割るとキロワット単価当たりが幾らになりますよと。これが今回の中での18円36銭と比べてどうかというところについての説明をお願いします。

もう一点であります、先ほどセシウムの関係で、これはこう思うというふうな点で、放射性物質が含まれたものが少なかったからだからということですが、放射性物質を多く含むものというのはどんなものが考えられるかについて、このときはこれがうんと少なくなったから、だからこんなのだというふうな思いだと思うのですが、そのところについての説明をよろしくをお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時13分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

クリーンセンター所長。

（原島 健秩父クリーンセンター所長登壇）

原島 健秩父クリーンセンター所長 それでは、浅見議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、バイオマス比率のバイオマス以外の平均単価でございましたが、これにつきましては、まず売電の電力量収入が7,383万63円でございます。このうちバイオマス分といたしまして収入が4,051万5,527円、それ以外の非バイオマス分が3,331万4,536円で、平均単価が先ほどは単純に平均した単価を申し上げたところですが、実際に使用した単価が間違っておりまして、平均単価10.27円でございます。バイオマスについては以上でございます。大変申しわけありませんでした。

それから、放射性物質についてでございます。搬入されますバイオマス以外の放射性物質に含まれるものといたしましては、木類だったり厨芥類だったり含まれております。これにつきましては、冬場はだんだん減少してまいりますので、こちらが減ってくるのが一つの要因と考えられます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございますか。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。4点ほどお伺いします。

1点は、歳入の8ページ、各構成する市町の負担金なのですけれども、この10年間をずっと調べさせていただきましたら、21、22、23、24年度と、その辺まではまだここをつくった借金がありまして、それを返したということもありまして、30億円近い負担金だったのですが、それが終わりました25年度から30年度までを見ますと、大体25億円から26億円ぐらいの負担金なのです。28年度か、そのころ斎場をつくるということもあって、少し負担金が、出資債みたいな形で負担金が多くなっ

ているので、ほとんど25億円から26億円なのです。

そういう中で、今年の繰越金を見ると2億円もあるわけです。先ほど浅見議員も言っていましたけれども、いかに自己財源を確保するかということを考えると、先ほどの売電収入が7,300万円、それからごみ袋の売り上げが大体1億2,000万円ぐらいで、足すと2億円ぐらいになるのです。それで唯一経験者である小鹿野町長も局長をやった時分では、うらやましい話だと思えますけれども、そういうそれだけ使えるお金を、この基金を見ると費目で1,000円しか設定していないのです。そうではなくて、やっぱりきちんと30%ぐらい、あるいは5,000万円ぐらいの基金を積んで、何かあるときにはそれに使えるというような形で、これはすべきではないかと、これが1点。

それから……

(「意見」と言う人あり)

2番(山中 進議員) 意見というか、その考えがあるかどうか、これを聞きたいと思います。

それから、認定審査会について、介護保険の、同じページ8です。よく2025年問題が叫ばれて、まだちょっと早いのですが、私も70歳になったら、どうもそういうことを考えるようになりまして、2025年になると団塊の世代、私どもはちょうどけつべたのほうなのですけれども、その人たちが大体75歳を過ぎると、そのころになると介護費用がすごくふえるというような話があるものですから、今の認定審査件数が大体五、六千ぐらいの推移で来ているのですけれども、もうすぐ来てしまいますから。そのときの対応として、団塊の世代の2025年問題についてどのように考えているのか。

それから、3つ目が雑入についてです。先ほど言いましたけれども、やっぱり秩父市では電気を売っていますけれども、その3割を占める非常に重要な施設なのです。そういうところで、これもきちんと安く売ればよいというものではないですから、高く売れといっても対市のことなのだから、そんなにむちゃな要求はできないと思うので、その辺についてもやっぱり秩父市でやっている電気会社と、きちんと話し合っ、て、正当な値段で買っていただくようなことをすると。

それから、やっぱり雑入についての、ごみの入ってくるお金のなどについては、やっぱり紙のほかに缶とか瓶とかアルミ缶とかあるのです。きちんとやっぱり分別する、この地域に住んでいる人がきちんと分別して、その一つ一つが売れるような形にすれば、こうしたものも自然に売れるわけですから、その意識を植えつけると同時に、そうした缶や瓶が売れる、収入も得られるということを見ると、そうした分別についての考え方をどのように持っているのか。合わせると4つですけども、3点について考えを聞かせてください。

議長(宮原睦夫議員) 事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 山中議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、繰越金についてのご質問でございますが、36、37ページの公共施設整備基金につきまして、決算繰越金の何割かを公共施設整備基金に積み立てすることはできないかという趣旨であ

ろうかというふうに思います。以前にも3番、黒澤秀之議員から同様なご質問をいただきましたが、今後組合事業として最終処分場の水処理施設の改修あるいは建てかえ、クリーンセンターの建物の改修、消防本部庁舎の改修等の時期がいずれ参ります。これらの事業を進めるに当たり、議員ご指摘のとおり市町負担金への影響を極力少なくするため、基金へ多少なりとも決算繰越額を積み立て、事業の財源の一部に充当していくことも事務局、財政サイドとしては一つの方法ではないかと考えているところでございます。いずれにいたしましても、現段階でどのような形で基金へ積み立てすることがベストあるいはベターかを検討した上で、今後理事会でご協議をいただきたいと思いますと考えておるところでございます。

次に、介護認定審査会に関しましてでございます。介護認定の審査件数は、平成26年度は6,401人、27年度5,638人、28年度5,643人、29年度4,686人、30年度5,485人で行いました。件数が増減はしておりますが、国の審査会運営方針の改正により、段階的に更新申請の有効期間が到達する時期を12カ月から24カ月に認定可能となったことが影響しておるかと考えております。

次に、2025年問題への対策でございますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。介護認定審査会での具体的な対策につきましては、国の示す介護認定審査会の運営方針に基づきまして行っており、直近では更新申請の有効期間を36カ月まで認定可能となったことや審査会の簡素化など、事務についての負担軽減が図られておりますので、今後も方針に基づいた事務手続を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、12、13ページ、雑入についてでございます。雑入全体のうち約60%がクリーンセンターの売電収入、約36%が環境衛生センターの有価物売却代でございます。売電収入でございますが、クリーンセンターではごみをサーマルリサイクルとして利用し、発電することによりまして温室効果ガス、CO₂の削減と施設全体の電力を賄っております。ここで余剰となった電力を売電することによりまして、安定的な財源の確保にも努めているところでございます。有価物の売却代でございますが、環境衛生センターにおきましては最終処分場の延命化を主な目的といたしまして、搬入されるごみを細かく分別し、資源の有効活用、リサイクルを促進しております。分別いたしました有価物につきましては、缶売却代から廃棄自転車売却代まで9種類となっております。分類ごとに専門業者へ売却をしております。スクラップ市況の変動を受けるため、安定感に欠けるところはございますが、財源として確保しているところでございます。いずれにいたしましても、両施設におきまして、今後さらにごみの減量化と資源の有効活用によりまして財源確保に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 山中です。1点だけ確認させてください。

今ごみの減量化と言ったのですけれども、やはりある市や町に行ったら、すぐごみの分別で細

かくやっているところあるのです。そういうところをまねてでも、この地域でもそういうことをやれば、さらにまたそういうものも有効に再利用できるのではないかと思ひまして聞いたのです。そういうことをやっぱり各市や町に帰ったら、そういうごみの減量化も含めて、分別化をきちとやっぱりやっけていけるような、そういう体制をとってくれるように望んで質問を終わります。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第17号は認定することに決しました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） 次に、議案第18号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案第18号 秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例は、廃棄物の排出抑制と再生利用の促進を目的として、廃棄物の適正な処理に関し、必要な事項を定めているものでございます。この条例のうち第12条に定める組合が徴収する一般廃棄物処理手数料の額及び第16条に定める産業廃棄物の処理に関する費用の額の一部を改定したいもので

ございます。

改定を行う手数料につきましては、平成5年4月に改定されてから25年を経過しており、この間さまざまな要因により廃棄物の処理経費は増大しております。このため、現在の手数は廃棄物処理経費と比較すると、受益者の負担率は適正とは言えない状況にあること、また事業系の一般廃棄物処理手数料につきましては、周辺自治体が徴収している手数料との間に格差が生じているため、圏域外の事業者から排出された廃棄物が流入しているおそれがあること等の課題について、廃棄物処理手数料等適正化検討委員会を設置し検討した結果、手数料等の改定を行うものでございます。

議案第18号参考資料の新旧対照表をごらんください。まず、1ページ、表の上段、1、一般廃棄物（組合が収集運搬及び処分するもの）のうち、特別手数料、事業系一般廃棄物の（1）、手数料、月額2,000円を1,000円増額し3,000円といたします。

次に、下段の表、2の一般廃棄物（管理者の指定する場所へ自ら搬入するもの）のうち、裏面2ページ目上段になりますが、一般家庭から生じる多量の廃棄物又は粗大ごみについて、1回の搬入に当たり現行100キログラムまでの定額重量分を40キログラムに引き下げ、定額部分の手数を400円から200円に減額いたします。定額重量を超えたときの加算額は、10キログラム当たり40円から50円となり、10円の増額となります。

次に、その下の事業活動に伴い生ずるものについても一般家庭ごみと同様に現行100キログラムまでの定額重量部分を40キログラムに引き下げ、定額部分の手数を800円から600円に減額いたします。定額重量を超えたときの加算額は、10キログラム当たり80円から150円となり、70円の増額となります。

次に、最下段の表、3の産業廃棄物の処理料金も一般家庭ごみ、事業系ごみの手数料と同様に、現行100キログラムまでの定額重量部分を40キログラムに引き下げ、定額部分の手数を1,200円から880円に減額いたします。定額重量を超えたときの加算額は、10キログラム当たり120円から220円となり、100円の増額となります。

この条例改正につきましては、対象者等への周知期間を設けた後、令和2年4月1日から施行したいものでございます。

以上で議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、1点目が一般廃棄物処理手数料について、先ほどの説明でも平成5年4月以降、25年間にわたり手数料の見直しがなされてこなかったということですが、なぜなされてこなかったのが1点。

2つ目が改定根拠であります組合の廃棄物処理に係る経費が10キログラム当たり約220円ということでありましてけれども、この25年間手数料の見直しがなかった期間の経費の推移がどのようになっているのかを教えてください。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 それでは、3番、黒澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、手数料が長期間にわたり見直しがなされなかった理由でございますけれども、今回改正を予定しております条例の一部につきましては、平成5年4月に現行の手数料へ改定がなされております。その後平成8年7月から有料指定ごみ袋制度の開始をいたしまして、一般廃棄物の収集処理に係る部分の条例の一部改正を行い、住民の皆様へ指定ごみ袋による手数料のご負担をいただいております。この有料指定ごみ袋制度を着実に運用させることが最優先となりまして、施設への持ち込み手数料等につきましては、新たな改定を実施するような機運が生まれてこなかったということが要因として考えられます。今回手数料の改定、実施に当たりましては、平成23年3月に策定いたしました組合のごみ処理基本計画におきまして、事業系ごみに対する減量化対策として大きな効果が期待できるとして手数料の見直しが提起されたことや、平成23年4月から有料指定ごみ袋の料金の値下げを行ったことなどを踏まえまして、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事や新秩父斎場の建設工事の主要事業が終了した現時点において、手数料改定の実施判断を行ったものでございます。

続きまして、2点目でございますが、廃棄物の手数料、根拠に係る経費がどういう状況だったということでございますけれども、平成25年から29年度の5年間の清掃事業費の実績平均額として算出した金額が、今回改定の根拠となっております10キログラム当たり約220円でございます。前回平成5年4月に改定を実施した際に根拠とした処理経費は、平成3年度における処理経費として1トン当たり1万6,107円、10キログラム当たりで約161円でございます。手数料改定後の平成5年度から平成11年度までの7年間の平均額は約189円で推移をしております。平成12年度には現在の秩父クリーンセンターの竣工後、保証期間が終了したことで、維持管理費の負担の増加によりまして処理経費が増嵩してございまして、約252円となりまして、現行の手数料改定後最高額となっております。その後は、経費削減の取り組みもございまして、平成13年度から24年度の12年間の平均額では、約225円ということで推移をしております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） わかりました。それでは、平成5年当時161円ということだったわけですから、最高が252円、これが161円まで経費削減を繰り返すことがあれば、ごみ処理の値段は下がると

いう認識でよろしいでしょうか。

済みません。質問がちょっと読めなかったと思いますので、もう一度質問をし直しますけれども、今のお話ですと当時161円、平成5年のあたり。平成3年のときの10キログラム当たりの処理費用は161円であったと。それからずんずん、ずんずん上がって行って、平成12年には252円、マックスですね。そこからいろいろ経費削減をすることによって220円になった。初めの質問のところで、機運が高まらなかったということもあったのですけれども、値段がずんずん経費が上がっていきから上がっていったということではなくて、機運がなかったから上がらなかったと。ただ、一方で経費の推移を見ると、一時最高まで行って下がってきているわけですから、今回の場合は220円の時点でごみの処理の値上げをするということですから、これがもしごみの処理の経費が161円、つまり平成3年当時になれば、またごみの処理の値段は下がるということによろしいのか、お伺いするものであります。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 3番、黒澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回改定をいたします理由といたしまして、手数料の根拠ということにもなるのですけれども、そのほかに圏域外廃棄物の流入抑止と、あと事業系廃棄物の減量化ということがほかにもございます。そういうこととございますので、仮に処理費用が下がったとしても、その後の手数料の値下げにつながるかというのは、現時点でははっきりとは申し上げられないということとございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 10番、浅見です。

今回の手数料の値上げということで、検討委員会のほうで出されている点については、これは一般廃棄物の特別については、収集の処理原価の負担率が59%から65%ということで6%上がります。では、一般廃棄物ではというと、一般家庭は18%から25%で7%、事業系廃棄物は36%から70%で34%アップ、産業廃棄物については55%から100%というふうなので、45%上がるというふうなのが報告書の中であったと思います。

今回この条例を改正することによって受益者が負担するのは、予算でいくと、先ほどありました点での決算の中にありました。ここでどの程度上がるかというか、収入が上がってくるかを見込みを、片っぽで上げたら、今度は入ってくる量も減ってくるだろうって、それは抑制効果も含めてなのですが、どの程度見込んであるかというものが1点であります。

2つ目は、いわゆる市町からは負担金をもらっています。受益者からも払っています。こちらがふえたら、ではふえた分、市町のほうにつきましては、負担金が軽減されるのかどうか、このことについて説明してください。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 10番、浅見議員のご質問にお答えをいたします。

今回の一般廃棄物処理手数料の改定による受益者の負担、これは実際の歳入の見込みでございますけれども、廃棄物の処理に係る処理原価に対して家庭系一般廃棄物及び持ち込み手数料で約25%、事業系一般廃棄物の手数料で約70%、産業廃棄物の手数料で100%の負担とさせていただいているところでございますけれども、実際の手数料の収入見込みでは、平成29年度の搬入実績に基づく計算によりますれば、事業系廃棄物の手数料については平成29年度収入実績と比較をいたしまして、約65%の収入の増加が見込まれます。一般家庭系の廃棄物の手数料につきましては、100キログラムの定額重量及び400円の定額料金が40キログラムで200円となることから、全体持ち込み者の約6割は料金が減額となるため、手数料の収入は約25%程度減少となる見込みでございます。総額の手数料収入の計算では、約50%の収入の増加が見込まれております。

続きまして、処理原価の負担率が上がることにより、市町の清掃負担金が軽減されるのかというご質問でございますけれども、今回の一般廃棄物処理手数料の改定による廃棄物処理手数料収入の増加分につきましては、各構成の市町へ負担金をお願いしております清掃費負担金に影響を及ぼすことから、歳出予算の状況によることとなりますけれども、負担の軽減につながると考えられます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 見込みいただいた点では、一般家庭については本当に持ち込む量も、100キロ口持ってくる人は余り多くなくて、少ない量でやっているの、25%下がるということはいいかなというふうに思うのですが、全体的に、今言ったように上がった分はその市町の負担は減らしていくということだけでも、大枠的な、ちょっと29年度決算の、私はデータを今ありませんので、どの程度の収入増になるか、金額はアバウトで結構ですが、見込んでいるのかについて再度よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 浅見議員の再質問にお答えいたします。

手数料の収入試算では、約4,800万円程度の収入を見込んでおります。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。

この一般家庭から搬入するごみなのですけれども、先ほどご答弁がありましたように約6割の方は減額になるというお話がありましたけれども、私もそうだろうなと思うのです。例えば400円で改定案では幾ら、何キロまで搬入できるかという、80キロまでは400円で搬入できるわけです。ですから、少量のごみを何回も持ち込んでいた方は減額になるということなのだと思うのですけれども、1回の搬入量は何キロぐらいの方が多いとかなどという、そういうデータはございますか。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 16番、出浦議員のご質問にお答えいたします。

持ち込まれる方の重量が一番多いところはどの辺かというご質問でございますけれども、40キロあたりが一番多いということでデータとしてはございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） そうだと思います。問題なのは、先ほども質問があったのですけれども、やっぱりいかにしてごみの総量を減らすかということが非常に大事な問題なのだと思うのです。いろいろな自治体でいろんな経験をしておりますけれども、この改定案と併せて、どうやったらごみを減らすことができるのかというような、いわゆる啓蒙的な運動みたいなものは広域としては併せて考えていくのかどうか、そこをお願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 16番、出浦議員の再質問にお答えいたします。

減量化の啓蒙活動ということでございますけれども、クリーンセンターにおいては今小学生が見学で参ります。そういった際に、減量化のお願い等をさせていただいているということもございます。また、業務課におきましては、ごみカレンダー、あとはホームページ等で減量化については周知のほうをさせていただいているとともに、小学4年生を対象にした減量化の標語の募集を行っているという、そういった事業も行ってございますので、これらの事業をこれからも継続していくことで、啓蒙周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 出浦議員、よろしいですか。

16番（出浦正夫議員） はい、ありがとうございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） 8番、浅海です。

1点確認です。今お話を聞いて、一般的には40キロで200円ということで下がるのだよと、一般

家庭の人は逆にそういった啓蒙活動ができると思うのですけれども、事業系はやはり上がります。そうした中で、いわゆるこれが事業者の不法投棄だとか、そういったものにつながっていかないか、また逆に監視とか、各自治体で不法投棄が広がらないような、そういった対策は何か考えられているのか伺います。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 8番、浅海議員のご質問にお答えいたします。

そういった事業系の不法投棄につながるというようなこともございますけれども、不法投棄に関しましては、埼玉県が中心となりまして、不法投棄監視パトロールというのを行っております。主には県が主導で行っているのですが、それに各市町、広域組合も協力をいたしましてパトロールを行うと。そういった中で不法投棄の監視を今後も続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

○会議時間の変更

議長（宮原睦夫議員） 議長より会議時間の変更についてお諮りいたします。

会議時間は、会議規則第8条により午後5時までとなっておりますが、1時間延長し、午後6時までといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) ご異議なしと認めます。

よって、会議は午後6時までとし、会議を続けます。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(宮原睦夫議員) 次に、議案第19号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 議案第19号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の7ページ並びに別添の議案第19号参考資料、新旧対照表をごらんください。本条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法が改正され、地方公務員法第16条に規定されている職員となり、または競争試験、もしくは選考を受けることができないとするいわゆる欠格条項から、成年被後見人または被保佐人が削除されたことから、成年被後見人または被保佐人に該当して失職した職員に係る期末手当等の支給制限等に関する規定の整備を行うものでございます。

改正につきましては、期末手当の支給に関する規定である第16条の4第1項及び第4項並びに第16条の5第1項第2号、勤勉手当の支給に関する規定である第16条の7第1項及び第2項第1号、休職中の職員に対する給与支給の規定である第17条第6項について、成年被後見人または被保佐人に該当して失職した場合の文言を削除するものでございます。なお、本改正につきましては、法改正の施行日である令和元年12月14日としたいものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(宮原睦夫議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

10番、浅見裕彦議員。

10番(浅見裕彦議員) 10番、浅見です。

今回のこの成年被後見人及び被保佐人等になったときに、失職条項を国は法律によって権利の制限に係る措置の適正化を図るためということで法律改正がなされたところであり、今回は、条例改正ということでこちらのほうに提案されているところではありますが、この広域の中で規程だとか、あるいは規則だとかというふうにかかわるところがあるというふうに思います。附帯する要綱

とか規則はどの程度あるのかというような点が1点であります。

それから、今広域の採用試験のほうにつきましては、結局適合しないということで、各種次のいずれかに該当する人は受験できませんということで、地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人というのが、今回の令和元年度の12月8日に1次試験があって、職員採用試験実施要項が定められています。これについての取り扱いがどうなっているかというふうな点が2つ目であります。

3つ目ではありますが、秩父広域市町村圏組合の服務規程の中の第18条です。事故等の報告ということで、職員は文書、物品等を亡失し、または毀損したとき、速やかに所属長に報告しなければならない、第2項としまして、所属長は次の各号に該当するときに至ったときは、速やかにその状況を主務課長を経て管理者に文書をもって報告しなければならないとあります。この中の第3号であります。職員が地方公務員法第16条第1号のいずれかに該当すると認められたときとあります。この辺の取り扱いがどうなるのかについての見解を伺いますので、よろしくをお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 法改正に伴い附帯する組合の規定につきましては、今上程させていただいています本条例改正のほかに、事務局においては、服務規程の第18条のご質問もいただいておりますが、それに加えて非常勤職員取扱要綱、それから臨時職員等の勤務条件等に関する要綱、この3つの訓令がございます。それから、水道局でも該当がございまして、指定給水装置工事事業者規程、それから建設工事等、あわせて物品等の競争入札参加資格等に関する規程の3つの規程が影響してございます。こちらにつきましても該当部分の改正をしたいというふうにご考えておるところでございます。

それから、お話のあった組合職員の採用試験実施要項につきましては、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する職員は受験できないとなっておりますことから、地方公務員法の改正が施行されます令和元年12月14日までの試験については、成年被後見人等に該当した場合は受験できないこととなります。このことから、現在の募集については、この部分が該当になり、当然施行日以降に募集します試験がある場合には受験は可能になるものということでございます。

服務規程第18条の第2項の規定については、ただいま申し上げましたように、今回これに併せて改正をしたいということでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(宮原睦夫議員) 総員起立であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(宮原睦夫議員) 次に、議案第20号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 議案第20号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の8ページをごらんください。本条例の提案理由にありますように、水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されたことから、秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例第9条第1項の給水装置工事の施行に関する規定を改めるとともに、第32条に既納手数料の取り扱いに関する規定を加え、条ずれ等に伴う字句の改正をしたいものでございます。

議案第20号参考資料の新旧対照表をごらんください。第9条は、水道法の一部を改正する法律により、水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定が5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うとされたことから、給水装置工事を施行するものに指定の更新を受けた者を含むものとするよう改めるものでございます。

第32条は、手数料に関する規定に、既納手数料の取り扱いに関して新たに定めたいものでございます。

第35条、第39条及び別表第4は条ずれ等による字句の整理を行うものでございます。

なお、本条例の施行日は公布の日といたします。

以上で議案第20号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。

第32条のことで、手数料は還付しないということなのですが、秩父市でもいろんなところで分担保金で払っているのだけれども、返さないという言葉がよく出てくるのですけれども、こうした問題であつれきが生じないかというか、問題が生じないかをちょっと確認させてください。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 山中議員のご質問にお答えいたします。

手数料の関係ですが、事務手数料でございまして、事務を進めるに当たりかかった手数料ということで、事務にかかったものに対してかかってきますので、業者から取り消しの申請があった場合も、その手数料については事務にかかった労務ということで、手数料の還付はしないということにさせていただきたいと思えます。

議長（宮原睦夫議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 山中です。

この手数料については、申請された業務を、要するに水道局のほうで受けたその事務をやるから、手数料としていただくということなのですね。自分で書いてきたらどうするのですか。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 自分で返すというのは、業者からもう要らないですという返却……

2番（山中 進議員） いろんなケースがあるわけでしょう、更新にしろ。だから、そういった場合に手数料かかるわけでしょう。もう一回。

議長（宮原睦夫議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 山中です。

要するに新しく申請するときでも、更新のときにでも、この手数料はいただきますよということですよ。その辺何があっても、要するにこの手数料、申請された業者の皆さんには受け付けますから、手数料でこれだけかかりましたよ、くださいと。だけれども、何があっても返しませんと。途中で手続をやめますといっても、その手数料についてはいただいてしまう。水道局がいただいてしまうということなのでしょう。そういうことなのですよ。だから、それが問題になっているから聞いているのです。そういうことをしないで、やっぱりその辺は柔軟に対応できることはできな

いのかということなのです。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 山中議員の質問にお答えいたします。

審査手数料ということで、審査に係る事務、その中で管理者の判断によって還付もあり得るということが条文に載ってございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 10番、浅見です。

今回の法第25条の3の2の改正ということでございます。改正法は、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事の事業者の指定の更新制を導入するというふうになっているところだというふうに思います。これは、国が変えたから広域も、これは法律が改正したのだからこうだよというふうなのは当たり前のことなのですが、この国の改正、この条例を改正するに当たって、どんな点が問題であったか、どのように捉えているのかというような点についての目的、この制度の導入の目的。

それから、今度は指定更新に併せて確認することが望ましいというような点があるというふうに思います。どんな点を指定の更新に併せて確認していくのか、そのことについての考え方を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。2点です。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 浅見議員のご質問にお答えさせていただきたいと存じます。

指定給水装置工事事業者制度の指定の更新制が導入された目的でございますが、これまでの制度では指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地等の変更があった場合の届け出や事業の廃止、休止、再開の届け出について規定されてございましたが、届け出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題がございました。こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持向上を図ることを目的としまして、水道法の一部改正により給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されたものでございます。当水道局としましてもこの辺を踏まえまして、更新制を導入させていただきたいと存じます。

次に、併せて確認するものということでございますが、更新時に確認することが望ましい事項ということで、講習会の受講実績ですとか、1つ目ですね。2つ目に業務内容、3つ目が給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況、4つ目が適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況、この4つの項目につきましては、確認させていただく方向で検討をさせていただいております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 今の説明でありますと、所在不明だとか届け出が漏れていて、業務実態が把握できないからこれを導入したというふうな点がありました。私が現状と課題という点では、現行制度は新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されずらく、無届け工事や不良工事も発生していると。だから、こういうのというふうに見たところなのですが、秩父地域において、いわゆる発注を、この指定工事になってからで、今まで不良工事だとか、あるいは無届け工事があったのかどうかについて再度伺いますので、よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 浅見議員のご質問にお答えいたします。

不良工事というのは、私昨年から工務課長をお世話になっていますが、以前の課長からも引き継ぎを受けておりませんので、不良工事はないものと考えております。また、違反ですね、昨年違反工事がございまして、過料が1件ございました。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。今浅見議員にほとんど聞かれてしまったので、手を挙げて議長に指されましたけれども、1点だけ確認させていただきます。

もともとの背景が平成8年から規制緩和によって、水道事業者がどんどんふえていったというのが経過としてあって、浅見議員が言われたように実態、休廃止がわからない状況に今なっているということで更新制にしたいということで、5年更新制になったのだと思うのですがけれども、実際に現状秩父広域の中で、水道局の中で、その指定工事に該当している工事事業者が何社あって、5年更新制、いわゆる届け出はするけれども、うちはもう廃業したよという届け出が今現在ないわけですから、どのぐらいの水道事業者が廃業しているかわからないのだと思うのです。今現在の指定給水装置工事事業者がどのぐらいで、5年更新制になると、恐らくこの事業主さんはもう廃業しているだろうなというのが多分入っているのだと思うのですがけれども、5年更新制に伴い何社に実際なると想定されるかお伺いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 黒澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

指定給水装置工事事業者の推移と現在の総数でございますが、平成28年の4月1日、広域化に伴いまして、旧事業体のいずれかに指定されていた221業者に対し、その前年度、27年度中に発送しました通知を受けて、186事業者からの申請がございまして、指定を行いました。令和元年10月1

日現在の指定数は、圏域内が144業者、圏域外が59業者です。合わせて203業者でございます。また、更新制による指定業者数の予想でございますが、圏域外業者は必要な都度申請することで足りると予想されますので、全体では1割程度の減少を想定してございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） 次に、議案第21号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案第21号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条にあるとおり歳入歳出現計予算額30億9,755万5,000円に歳入歳出それぞれ1億6,875万6,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を32億6,631万1,000円としたいものでございます。

歳入歳出補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。8、9ページをお開きください。まず、歳入でございますが、第4款財産収入、第1目物品売払収入につきましては15万3,000円を増額補正したいもので、今年度に更新整備予定の救急車の配備完了後、南分署の救急車1台及び連絡車のリース開始並びに車両寄贈に伴い、連絡車3台を売却することによるものでございます。

第5款繰越金、第1目繰越金につきましては1億5,520万3,000円を増額補正し、補正後の額を2億5,520万3,000円としたいものでございます。平成30年度の決算剰余金2億5,520万3,000円から元年度当初予算に計上いたしました繰越金1億円を差し引いた金額でございます。

次に、第7款組合債、第1目消防債につきましては1,340万円を増額補正し、補正後の額を2,700万円としたいものでございます。これは、消防防災拠点施設設計業務につきまして、地方債充当率100%、交付税算入率70%の有利な地方債が利用可能なことから、財源振りかえによる組合債の増額でございます。歳入合計で1億6,875万6,000円の増額補正となります。

次に、歳出でございますが、今年度の職員配置に基づく人件費の補正並びに事業費確定による補正でございます。人件費の各費目の補正内容につきましては、この後ご説明を申し上げますが、各費目の人件費補正を合わせますと、給料を総額で73万1,000円減額、職員手当等を総額で185万3,000円増額、そして共済費を総額で151万2,000円減額し、人件費を総額で39万円減額したいものでございます。

それでは、10、11ページをお開きください。第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、給料、職員手当等及び共済費の職員人件費692万3,000円を増額、使用料及び賃借料96万5,000円の減額補正をし、補正後の額を1億1,160万3,000円としたいものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、人件費120万3,000円を増額補正し、補正後の額を5,076万2,000円に、第2目自立支援審査会費は人件費37万6,000円を増額補正し、補正後の額を1,127万3,000円に、第4款衛生費、第4目斎場費につきましては、人件費318万4,000円を減額し、12、13ページに移りまして、賃金109万7,000円を増額補正し、補正後の額を7,821万5,000円としたいものでございます。これは、再任用職員の任期満了に伴いまして、火葬業務をつつがなく執行する必要がございますので、任期満了職員を臨時職員として採用したことによるものでございます。

第4款衛生費、第2目クリーンセンター費につきましては、人件費146万3,000円を減額補正し、補正後の額を5億4,356万5,000円に、第3目環境衛生センター費につきましては、人件費192万2,000円を増額、工事請負費1,100万円増額補正し、補正後の額を1億6,341万4,000円としたいものでございます。工事請負費の増額補正につきましては、台風19号の豪雨により最終処分場法面の補強工事とあわせ、放流配管の復旧工事費用を増額したいものでございます。

第5款消防費、第1目常備消防費につきましては767万9,000円増額、旅費6万7,000円を増額、

委託料1,540万円を減額補正し、補正後の額を14億5,894万2,000円としたいものでございます。委託料の減額補正につきましては、消防防災拠点施設設計業務委託料にかかるもので、事業を進めるに当たり財源の確保をすべく、県との協議を重ねてまいりましたが、組合構成市町の防災計画への位置づけが必要であると同時に、既存の常備消防費に事業費を予算計上していたのでは起債対象の事業とならないとのご指導をいただいたところでございます。そこで有利な地方債を利用し、市町の負担軽減を図るため、市町の担当課長にお集まりいただき、財源措置等の説明と併せて、防災計画修正の承諾を得ることができました。これらのことから、常備消防費の設計業務委託料を減額し、第2目として消防施設費を新設し、設計業務委託料の契約額1,348万6,000円を予算計上したいものでございます。第8款予備費につきましては1億5,986万1,000円増額補正し、補正後の額を1億8,986万1,000円としたいものでございます。

歳入補正の1億6,875万6,000円に第2款総務費から第5款消防費までの計889万5,000円の増額分を減じた1億5,986万1,000円を増額補正するものでございます。歳出合計で歳入合計と同額の1億6,875万6,000円の増額補正となります。

以上で議案第21号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 今回補正予算の中で、職員の異動とか、あるいは配置によることが多くなっているふうに見えます。そこで、一般質問でありました再任用職員の取り扱いについてであります。今この広域市町村圏組合では、再任用職員を幾つまでというか、年金がもらえるまでというふうな点で、一部年金というのと満額年金、65歳までいくと満額、だんだん後退しながら65歳まで動いていくと思うのですが、今広域市町村圏組合では技術の育成とかということで、先ほどあった再任用職員から臨時職員に配置してやってもらいますというのがありましたが、再任用職員をどのように考えて、幾つまで、年金のどこまで行って、どうかというふうにしているのかどうかはまず1点であります。

次に、職員配置の関係なのですが、これはこの補正予算書で、17ページと18ページなのです。17ページの平成30年12月1日現在の職員数は、一般行政職が26名、それから消防職員が169名っております。この中で、再任用職員5人というふうにあるところです。令和元年の9月1日現在だとすると、一般行政職25名、消防職員170名とあるのですが、次のページの18ページの昇級の関係でいって、補正前と補正後、日にちの違いがあるのだからどうかというのですが、消防職員が補正前は170名ということで、あとは技能職員を入れてこういうふうになっているのですが、ここのところの数値の違いが私はちょっとわからないので、詳しく説明していただければと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 まず、再任用職員のほうから説明をさせていただきます。

組合の再任用に関する条例に基づきまして、現在消防職で6人任用をしております。組合の再任用職員については、原則として短時間勤務として、任期は1年を超えない範囲でしております。また、任期中の勤務実績等が良好なものにつきましては、1年を超えない範囲で任期を更新することができるかとされております。再任用の上限年齢、これにつきましては年金の満額受給年齢といたしまして、そのものが上限年齢に達した日、65歳が満額受給の年齢となれば、その年になったときに最初の3月31日までとしておるものでございます。

続いて、17ページのウの級別職員数、それから18ページのエ、昇級の記載してある職員数の差についてでございますが、議員さんがおっしゃるとおり、押さえている日の違いということでございます。説明申し上げますと、ウの級別職員数については、予算編成時の数字を記載しております。表の上段については、今回の補正予算を調整した9月1日現在の級別職員数、それから下段については今年度当初予算を調整しました30年12月1日時点での級別の職員数の比較について記載するものでございます。これに対しまして、18ページのエの昇級の表に記載した職員数については、予算積算の基礎となった人数を記載してございます。上段が今回の補正時の職員数、下段が今年度当初の積算時の基礎の人数となった職員となっております。当初では198人、トータルで積算をしておりますが、現在の職員数が197人ということで、1名減になっておるところでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 再任用職員については、条例で決まっているということですので、無年金のときにやめざるを得ないというような状況が生まれてくるのではないかなと思います。再任用1年だというと、60歳で退職して61歳まで、今年金の一部支給が出てくるところが年齢がだんだん上がってくるのですが、何にも収入がない時代を過ごすということで、ここは満年齢までの上限は満額までというふうになっているけれども、1年を超えないという限度があるとなると、最大で2年なので、ここは今どういうふうな考えを持って、これは条例になるので、議会の同意を得なければならぬとかというふうに思いますが、考え方として、これで十分だよ、あるいは技術継承を含めるならば、この間ずっと水道職員あるいは消防職員等でも技術を継承して、持ってきた人たちがやめてしまうという、そういう残念な結果なので、うまくつなげられるようにと思うと、まあまあにいてもらったほうがいいのではないかなって思いますが、この考え方で結構です。よろしく願います。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 考え方といたしましては技術継承、後輩の指導ですとか、そういうものはあると思うのですが、今のところ満額支給ができる年齢に達した方については、次の年度は更新はしないというような方針で進めております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。

1点だけ、予算書のほうの補正予算書より、14ページ、15ページ、5款1項2目13節で先ほど説明がありました消防施設費という目をつくって、県の指導によりまして有利な事業債があったということで、こっちに新設をされたということなのですけれども、今後は、今までは常備消防費という1目しかなかったわけなのですけれども、今後は2目消防施設費ということで、ほかにも消防施設費のほうに入ってくるものが多分あるのかなというふうに思うのですけれども、今後そういうことがあるのかどうかということが1点目。2点目が、先ほどあった消防防災拠点施設設計業務委託料というのが、当初が1,360万円で、1,340万円増額をしてほぼ2,700万円になったというイメージ、今回の補正予算ですね。というイメージなのですけれども、これそのものが、前にも聞いた気がするのですけれども、増額になった理由を教えてくださいと思います。

議長（宮原睦夫議員） 総務課長。

（町田 進専門員兼総務課長登壇）

町田 進専門員兼総務課長 常備消防費の委託料から削り、消防施設費をつくった理由につきましてですが、消防防災拠点施設の事業に当たり、緊急防災・減災事業の活用について埼玉県の事務担当者調整した際に、常備消防費につきましては、常備消防にかかわる費目であるため、消防団及び自主防災組織等にかかわる費用として消防施設費の予算執行を指導されたということです。したがって、今回この費目設定につきましては、緊急防災・減災事業債の活用というところで費目設定したわけです。質問のとおり今後この費目を設定したものにつきまして、どのように活用していくかは検討していきたいと存じます。

また、当初予算の組合債、消防施設債1,360万円は、救急自動車の整備事業債による予算計上でございます。ご指摘であります第1回補正予算における消防施設費の地方債1,340万円は、先ほどのお話のとおり消防防災拠点施設設計業務委託料によるものでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(宮原睦夫議員) 総員起立であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(宮原睦夫議員) 次に、議案第22号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 議案第22号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第3回)についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをごらんください。今回の補正は、第3回補正予算に伴う消費税及び地方消費税還付金の追加計上及び別所浄水場から皆野浄水場への送水量増加に伴う経費の計上のほか、施設の管理上必要となった収益的支出の追加計上及び建設改良工事の追加計上により収入、支出見込み額の見直しを行うものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち(4)、主要な建設改良工事について補正額に基づき記載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営業外収益でございますが、154万1,000円を増加するものでございまして、第3回補正予算に伴う建設改良費の追加計上による消費税及び地方消費税還付金増額分を補正するものでございます。

次に、収益的支出の第1款第1項営業費用でございますが、1,401万6,000円を増加するものでございまして、別所浄水場の活性炭を注入するポンプの自動運転を可能にするための経費と皆野浄水

場への送水時間の延長に伴う送水量の増加により、ポンプ等の電気料を増額補正するものでございます。

次に、第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段でございます資本的支出第1款第1項建設改良費でございますが、297万円を増額するものでございまして、秩父農林振興センター発注の姿の池堤体耐震工事及び池のしゅんせつ工事に伴い、同池内に設置してある導水管撤去に係る建設改良費の増額分を補正するものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。2点ほどお伺いさせていただきます。

収益的支出についてですけれども、先ほど皆野浄水場や別所浄水場から送水するのに、ポンプの動力代として電気代約1,182万円ということで補正予算が出ているのですけれども、かなりの金額で、その理由です。今回皆野側に送水を始めたのだということなのか、改めてその辺をお伺いしたいと思います。増加した要因です。初めてこれになったのかということ。それか増加をしたという話なので、ふえたというイメージなのですか、その理由です。

それから、2点目が資本的支出について、姿の池堤体耐震工事に伴う導水管の撤去工事についてということなのですか、姿の池の堤体耐震工事というのは東日本大震災の関係で、ああいう堤については耐震工事をしっかりしなさいということでたしかやられたと思うのですけれども、導水管そのものは一体全体、今回撤去する工事の補正予算が出ているのですけれども、もともとあった導水管は一体どうなるのかと。もともと使っていなかったものなのか、新設をしたから要らなくなったのを撤去するのか、その辺です。堤体耐震工事に伴って導水管の撤去工事が出たということなので、もともとの工事費用に含まれていなかったのかどうか、これも含めてお伺いをさせていただきます。2点です。

議長（宮原睦夫議員） 浄水課長。

（新井伴明浄水課長登壇）

新井伴明浄水課長 黒澤議員のご質問に対してお答えをいたします。

別所浄水場から皆野浄水場への送水は、昨年末から試験的、段階的にふやしております。両浄水場とも原水はともに荒川の表流水を使っております。上流域の原水を使用することによりまして、よりおいしい水を送水をするということで皆野浄水場へ送水をしているものでございます。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 横瀬事務所長。

（町田一生横瀬事務所長登壇）

町田一生横瀬事務所長 3番、黒澤議員のご質問にお答えいたします。

姿の池の導水管の工事でございますけれども、昭和54年に姿見山浄水場が供用開始をしてございます。本案件であります導水管については、5年後の昭和59年から運用を開始しております。管につきましては450ミリのVP管で、144メートルでございます。

しかしながら、35年の月日の間にたびたびの修繕を繰り返してはりましたが、非常に状態が悪くなりまして、平成29年度から運用を停止しております。本導水管につきましては、通常ですと秩父用水から姿の池に水が入りまして、取水塔から直接とるということとなります。当時のお話を聞きますと、大分姿の池の水の滞留が悪い状態で、それを吸い上げた結果、ろ過不良が起きたりしたということで、用水から直接取水塔のほうに行く導水管を敷設したということでございます。数年前に姿の池の用水ばけを変更して、大分下のほうから出るようになっておりますので、姿の池自体の水の滞留が順調にできるような状況でございます。今現在は通常の状態ですと姿の池に用水から落として、その池の水を取水塔から吸い上げて導水をしているということでございます。したがって、姿見山浄水場に行くのは池の中の導水管と、取水塔から浄水場に行く導水管、2つに分かれておりますが、その姿の池の部分についてのみ今回考えております。

本導水管につきましては、将来的に橋立から姿見山浄水場への配水が完了した後に、姿見山浄水場を廃止という予定でございます。そのときには取水塔を含めて撤去する施設の対象となっております。今回埼玉県農林振興センター発注の姿の池の耐震工事、こちらの内容では、池内の水を抜いて仮設道路の設置をして、池内の堆積している土砂、こちらのしゅんせつを行っております。したがって、私どもでまたこれを新規でやるとなると、同じ内容のものをやらなくてはならないので、県のほうと協議をいたしましたところ、工期内での対応が可能ということで、業者ともお話をしたところ、可能ということがありましたので、今回の県の発注工事とは別注にはもちろんなりますけれども、工期の短縮や経費節減の観点から、附随的工事として対応ができればということで今回補正予算として計上させていただいた次第でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 皆野・長瀬事務所長。

（大瀨弘一専門員兼皆野・長瀬事務所長登壇）

大瀨弘一専門員兼皆野・長瀬事務所長 先ほど黒澤議員の質問の内容なのですが、浄水課長の補足説明として答弁させていただきます。

皆野浄水場の老朽化に伴い、負担軽減の一つとして、延命措置として夜間10時から翌朝7時まで受水量1,800トンを受水しておりました。これに伴い、負担軽減といたしまして、送水管ではない配水管より受水をしておりますことから、使用量の多い時間帯を避け、昼間午前9時から16時まで

をふやしまして、このために動力費のほうがふえたと考えられます。受水量が午前9時から午後6時まで1,500トン増量いたしまして、午後10時から翌朝7時まで受水量1,800トンに合わせまして3,300トン日量受水することが可能になりました。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。

再質問ですけれども、日量3,300トン受水ということになると、皆野の地域に秩父の別所浄水場から水が送られている、皆野の方々が別所の水を飲んでいるということになるのか、皆野浄水場は逆に別所から水が送られるということになると、皆野浄水場は削減というか、なるということをして昨年度の末から試験的にふやしていつているという認識でよろしいでしょうか。

議長（宮原睦夫議員） 皆野・長瀬事務所長。

（大瀨弘一専門員兼皆野・長瀬事務所長登壇）

大瀨弘一専門員兼皆野・長瀬事務所長 昨年から試験的に段階を経て増量して、秩父の配水管より受水をしていることから、秩父の増圧地区が減水にならないように調整いたしまして、使用量の多い時間帯を避け受水しております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 皆野の町民、長瀬も含まれるのかもしれないけれども、3,300トン分の水を皆野、長瀬の方々は今もう試験的に飲んでいるということによろしいでしょうか。

議長（宮原睦夫議員） 皆野・長瀬事務所長。

（大瀨弘一専門員兼皆野・長瀬事務所長登壇）

大瀨弘一専門員兼皆野・長瀬事務所長 ただいまの質問にお答えいたします。

今現在3,300トン受水可能となったわけですけれども、皆野、長瀬の使用量が大体日量5,000トンから6,000トンの間で配水しておりますので、その分の軽減になっているということでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 2点ほどです。先ほど説明あったから1点でいいです。

動力費の増加の理由であります。なぜ動力費が上がるのかというのが今の中で説明がなくて、水の量がふえたから動力費がふえましたということだというふうに理解するのですが、深夜電力と昼間電力というような点があって、夜間だったら安いだろう、昼間だったら高いから、夜間になるべく多く送って、昼間は少なくするというのが一番効率的な電力量にはなると思うのですが、今の説明だというと、昼間の量を多くして夜間を少なくする、それは需要に見合って、量の問題という点

であります。電力量、別所から皆野浄水場ってエレベーターというか、標高差でいくと、高いところから低いところへ行くのだから、電力量そんなにうんとかかるのではないのではないかなというふうに考えるのですが、そこのところはどうかというものが1つであります。

もう一点であります、この動力費なのですが、原水及び浄水費なのですよね、費目的な点でいくと。送水管路から向こうということになると、これは配水給水の浄水費になるのではないかなというふうに行くので、その費目の点、これでいいのですかというのを2点よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

田村政雄水道局技監 先ほどの質問にお答えします。

まず、動力費の件ですけれども、ちょっと順番を変えますけれども、費目につきましては浄水場で水をつくって、基本的には自然流下で送っていますので、原水浄水費ということでやっております。取水場から水をくみ上げて、でき上がった水をそのまま送って、皆野浄水場の中に水を、配水池のほうに送るのですが、そこから自然流下ということになりますので、動力費については原水浄水費と。

それからあと、動力費の費用ですけれども、くみ上げる分については、どうしても動力費は水の量がふえた分だけがかかります、水をつくる分にもふえますけれども、さらに行った先では皆野浄水場でも機械はそのまま動いていますので、かかる経費については極端に、一気に落ちないような状況でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 今までの説明は、送水量がふえたから電力量がふえます、これは流量ということだけれども、今の説明を聞くと、いわゆる水処理にこれだけふえるから、その分の動力費がふえるということの認識でよいのかどうかというふうな点です。自然流下で行く、そうすると水量がふえたから、水をつくるのに原価が上がりましたというところなのですか、確認です。

議長（宮原睦夫議員） 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

田村政雄水道局技監 先ほどのですけれども、つくる水の量がふえましたので、その分だけは電気料というのですか、使用料が上がりましたということでございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略い

たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(宮原睦夫議員) 総員起立であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(宮原睦夫議員) 次に、議案第23号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 皆さん、お疲れさまです。では、議案第23号についてご説明をいたします。

秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてという内容です。本組合監査委員であります町田靖夫さんにつきましては、本年11月30日で任期満了となるため、その後任として新たに引間正人さんを議会の同意を得て選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

引間正人さんは、秩父市吉田久長157番地4にお住まいで、昭和33年3月13日生まれの満61歳でございます。昭和62年に税理士登録、平成6年に引間正人税理士事務所を開設し、平成25年5月24日から平成29年5月23日まで秩父市代表監査委員を務められました。地方自治法に規定する人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有するものに合致する方であると存じます。

なお、委員の任期ですが、本年12月1日から4年間となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長(宮原睦夫議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(宮原睦夫議員) 総員起立であります。

よって、議案第23号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

議長(宮原睦夫議員) 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 5時56分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年11月20日

議 長 宮 原 睦 夫

署名議員 大 久 保 進

署名議員 松 澤 一 雄

署名議員 小 櫃 市 郎